

資 料 編

資料 1 導入事例集（令和元年 11 月版）

No.	団体名	委託業務名	実施年月日
1	北海道旭川市	下水道施設維持管理業務	H28.4.1
2	北海道岩見沢市	下水道管路施設維持管理業務	H29.4.1
3	北海道十勝圏複合事務組合	下水道施設運転管理業務	H30.4.1
4	茨城県守谷市	守谷市管路施設管理業務委託	H29.4.1
5	千葉県	印旛沼流域下水道花見川終末処理場他維持管理包括委託	H31.4.1
		印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場他維持管理包括委託	H30.4.1
		手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場他維持管理包括委託	H30.4.1
6	千葉県柏市	柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託	H30.10.1
7	東京都青梅市	青梅市公共下水道管きょ維持管理業務委託（長期継続契約）	H29.4.1
8	長野県安曇野市	安曇野市下水道施設等維持管理業務委託	H29.4.1
9	静岡県伊東市	伊東市公共下水道施設等維持管理業務委託	H29.4.1
10	静岡県富士市	富士市終末処理場管理運転等業務委託	H27.8.1
11	愛知県豊田市	豊田市下水道管路施設包括的維持管理業務委託	H30.6.8
12	石川県かほく市	かほく市上下水道施設維持管理業務	H30.4.1
13	滋賀県大津市	管渠維持管理等業務委託	H28.4.1
14	大阪府大阪市	大阪市内一円下水道施設等維持管理業務委託	H29.4.1
15	大阪府堺市	堺市北部下水道管路施設維持管理等業務	H31.4.1
		堺市南部下水道管路施設維持管理等業務	H31.4.1
16	大阪府河内長野市	河内長野市下水道管路施設包括的管理業務	H28.3.15
17	大阪府大阪狭山市	大阪狭山市下水道管路施設包括的維持管理業務	H28.4.1
18	奈良県奈良市	奈良市東部地域等における上下水道施設等包括的維持管理業務委託	H30.10.1
19	鳥取県鳥取市	鳥取市東部地域千代川右岸下水道等施設包括的管理委託業務	H31.4.1
		鳥取市東部地域千代川左岸下水道等施設包括的管理委託業務	H31.4.1
		鳥取市福部地域下水道等施設包括的管理委託業務	H31.4.1
		鳥取市西部地域下水道等施設包括的管理委託業務	H31.4.1
		鳥取市南部地域下水道等施設包括的管理委託業務	H31.4.1
20	高知県土佐町	土佐町上下水道事業に係る運転管理委託業務	H29.4.1
21	佐賀県鳥栖市	鳥栖市浄化センター維持管理業務	H28.4.1
22	宮崎県都城市	中央終末処理場等包括的維持管理業務委託	H30.4.1
		高城浄化センター等包括的維持管理業務委託	H30.4.1
		都城浄化センター等包括的維持管理業務委託	H30.4.1

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	旭川市		
委託件名	下水道施設維持管理業務		
現在の期数	2 期目	第1期の開始年月日	平成24年4月1日
契約期間	平成28年4月1日 ～令和2年3月31日	委託金額	938,520 千円
受託者	旭川市管工事業協同組合		
入札・契約方式	一般競争入札	応募企業数	2 者
下水道管路総延長	1,914 km	排除方式	分流一部合流
導入背景及び理由	道路工事等に伴う下水道施設の高さ調整、移設等の修繕作業量増大により、コストダウンと確実な施工・対応体制を確保するため		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	苦情対応スピードの改善
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
	その他	○	住民対応を基本的に職員が行うことで業者への適切な指示が可能となっているとともに、住民に作業内容を説明することで職員の育成に繋がっている。
発注方式	仕様発注		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	1,914 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	—	
	排除方式		調査	—	次年度以降の維持管理業務の提案	—	
	分流一部合流		清掃	—	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	—
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	—	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	— 箇所						
ポンプ場	— 箇所						
処理場	— 箇所						
集落排水施設							
管路施設	— km						
処理場	— 箇所						
水道施設							
浄水場	—						
管路施設	—						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	岩見沢市		
委託件名	下水道管路施設維持管理業務		
現在の期数	2 期目	第1期の開始年月日	平成27年4月10日
契約期間	平成29年4月1日 ～令和4年3月31日	委託金額	117,720 千円
受託者	積水化学北海道(株)		
入札・契約方式	指名競争入札	応募企業数	13 者
下水道管路総延長	534 km	排除方式	分流一部合流
導入背景及び理由	技術職員の確保、下水道サービスの向上、安定的な下水道事業継続性の確保		
導入効果	内容	該当	備考
	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	管路閉塞の減少
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	○	
その他	—		
発注方式	仕様発注(業務指標設定あり:道路陥没事故対応、管路の詰まり等事故対応、悪臭・騒音・振動に関する苦情対応)		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	534 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	分流一部合流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	○
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	—	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	25 箇所	日常点検					
ポンプ場	— 箇所						
処理場	— 箇所						
集落排水施設							
管路施設	— km						
処理場	— 箇所						
水道施設							
浄水場	—						
管路施設	—						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	十勝圏複合事務組合		
委託件名	十勝川流域下水道施設等運転管理業務		
現在の期数	3 期目	第1期の開始年月日	平成21年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日	委託金額	2,247,782 千円
受託者	(株)データベース		
入札・契約方式	一般競争入札	応募企業数	2 者
下水道管路総延長	21 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	民間事業者のノウハウの活用による効率的・効果的な運転管理と職員の事務量削減を目的としている。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	—	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	—	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
	その他	—	
発注方式	仕様発注		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	21 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	—	
	分流		清掃	—	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
				事故対応	—		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	2 箇所	運転操作、監視、日常点検、保守点検					
ポンプ場	1 箇所	運転操作、監視、日常点検、保守点検					
処理場	1 箇所	運転操作、監視、日常点検、保守点検					
集落排水施設							
管路施設	- km						
処理場	- 箇所						
水道施設							
浄水場	-						
管路施設	-						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	守谷市		
委託件名	守谷市下水道管路施設管理業務委託		
現在の期数	1 期目	第1期の開始年月日	平成29年4月1日
契約期間	平成29年4月1日 ～令和2年3月31日	委託金額	16,966 千円
受託者	(株)シイナクリーン		
入札・契約方式	随意契約	応募企業数	- 者
下水道管路総延長	510 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	点検、調査、清掃、修繕業務等の計画的な維持管理業務や突発的な管路閉塞時対応等の業務を一括して複数年にわたって実施することにより、下水道管路施設に係る維持管理の効率化を図るとともに、本業務の結果を反映した定期修繕計画を策定し、下水道管路施設の安定的な機能の確保を図るため。		
導入効果	内容	該当	備考
	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
その他	—		
発注方式	仕様発注		

対象施設		対象業務				
下水道施設						
管路施設	510 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	-
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	-
			修繕	○		
		問題解決業務	不明水対策	-	悪臭対策	-
		住民対応等業務	住民対応	-	他工事等立会	-
			事故対応	○		
		災害対応業務	被害状況把握等	-	二次災害防止等緊急措置対応	-
		その他業務	改築	-		
			その他	-	()	
マンホールポンプ	64 箇所	マンホールポンプ設置人孔の点検(腐食確認)				
ポンプ場	- 箇所					
処理場	- 箇所					
集落排水施設						
管路施設	8 km	下水道施設と同様				
処理場	- 箇所					
マンホールポンプ	11 箇所	マンホールポンプ設置人孔の点検(腐食確認)				
水道施設						
浄水場	-					
管路施設	-					

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	千葉県		
委託件名	印旛沼流域下水道花見川終末処理場他維持管理包括委託		
現在の期数	4 期目	第1期の開始年月日	平成21年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	8,445,600 千円
受託者	ウォーターエージェンシー・月島テクノ・千葉メンテ・東日本エンジニアリング 特定委託業務共同企業体		
入札・契約方式	総合評価一般競争入札 方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	144 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	千葉県下水道公社に、処理場の維持管理業務と幹線管渠の巡視等を含めて委託していたものを、管渠の点検、災害対応業務等についても包括民間委託に含めた。		
導入効果	内容	該当	備考
	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	○	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	—	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
その他	—		
発注方式	性能発注を含む（履行監視は処理場を含め、履行水準の監視に必要な、専門的知識及び高度な技術力を有する千葉県下水道公社に委託）		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	144 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	—	
	排除方式		調査	—	次年度以降の維持管理業務の提案	—	
	分流		清掃	—	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	○	←小規模な修理及び塗装補修		
			問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
				事故対応	—		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	— 箇所						
ポンプ場	8 箇所		運転操作、監視、保守点検				
処理場	1 箇所		運転操作、監視、保守点検				
集落排水施設							
管路施設	— km						
処理場	— 箇所						
水道施設							
浄水場	—						
管路施設	—						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	千葉県		
委託件名	印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場他維持管理包括委託		
現在の期数	3 期目	第1期の開始年月日	平成22年4月1日
契約期間	平成31年4月1日 ～令和4年3月31日	委託金額	5,209,166 千円
受託者	ヴェオリア・ジェネッツ・公営事業・インガキ・センエー特定委託業務共同企業体		
入札・契約方式	総合評価一般競争入札方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	23 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	千葉県下水道公社に、処理場の維持管理業務と幹線管渠の巡視等を含めて委託していたものを、管渠の点検、災害対応業務等についても包括民間委託に含めた。		
導入効果	内容	該当	備考
	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	○	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	—	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
その他	—		
発注方式	性能発注を含む（履行監視は処理場を含め、履行水準の監視に必要な、専門的知識及び高度な技術力を有する千葉県下水道公社に委託）		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	23 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	—	
	排除方式		調査	—	次年度以降の維持管理業務の提案	—	
	分流		清掃	—	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	○	←小規模な修理及び塗装補修		
			問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
				事故対応	—		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	— 箇所						
ポンプ場	1 箇所			運転操作、監視、保守点検			
処理場	1 箇所			運転操作、監視、保守点検			
集落排水施設							
管路施設	— km						
処理場	— 箇所						
水道施設							
浄水場	—						
管路施設	—						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	千葉県		
委託件名	手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場他維持管理包括委託		
現在の期数	4 期目	第1期の開始年月日	平成21年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	5,637,600 千円
受託者	水King・メタウォーターサービス・特産・西原特定委託業務共同企業体		
入札・契約方式	総合評価一般競争入札方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	93 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	千葉県下水道公社に、処理場の維持管理業務と幹線管渠の巡視等を含めて委託していたものを、管渠の点検・小修繕、災害対応業務等についても包括民間委託に含めた。		
導入効果	内容	該当	備考
	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	○	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	—	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
その他	—		
発注方式	性能発注を含む（履行監視は処理場を含め、履行水準の監視に必要な、専門的知識及び高度な技術力を有する千葉県下水道公社に委託）		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	93 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	—	
	排除方式		調査	—	次年度以降の維持管理業務の提案	—	
	分流		清掃	—	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	—			
			問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
				事故対応	—		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	— 箇所						
ポンプ場	1 箇所		運転操作、監視、保守点検				
処理場	1 箇所		運転操作、監視、保守点検				
集落排水施設							
管路施設	— km						
処理場	— 箇所						
水道施設							
浄水場	—						
管路施設	—						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	柏市		
委託件名	柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託		
現在の期数	1 期目	第1期の開始年月日	平成30年10月2日
契約期間	平成30年10月2日 ～令和4年9月30日	委託金額	3,337,575 千円
受託者	積水化学工業(株)(代表企業)、柏管更生有限責任事業組合、東葛環境整備事業協同組合、管清工業(株)、(株)東京設計事務所、パンフィックコンサルタンツ(株)、(株)奥村組		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	2 者
下水道管路総延長	1300 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	<p>■背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管路の老朽化に伴う陥没・閉塞・悪臭の増加 ・膨大な距離の下水道管路の点検・調査 ・予防的な改築工事の発生 <p>■目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案による民間ノウハウの活用、企業体内による横串の連携 ・点検・調査、改築工事の効率性と迅速性 ・事業予算の平準化、コストの削減 		
	導入効果	内容	備考
	公共側の事務負担の軽減	○	職員4人相当の負担軽減
	コスト縮減	○	コスト削減効果・年間7千5百万円 人件費削減効果・年間約3千7百万円
	民間側の業務の効率化	○	業務平準化による効率的な作業員の確保
	予防保全の実現	○	4年間で約500kmの点検・調査、約4kmの改築
	住民対応・緊急時対応の改善	○	平成30年度のアウトカム目標の達成
	地元企業の育成	○	大手から地元企業への技術移転
	技術継承	○	市と受託者、共同での勉強会、現場見学会の実施
	その他	○	地域貢献(柏まつり、出前授業、地域清掃作業など)
発注方式	性能発注を含む(業務指標設定あり:アウトカム指標(道路陥没0.0117箇所/年・km、管路等の詰り事故発生件数0.0742箇所/年・km、苦情件数0.2180箇所/年・km)、インプット指標(仕様発注:点検・調査箇所)、アウトプット指標(性能発注:改築更新改善率)、履行結果と支払いとの連動あり、履行監視は、受託者によるセルフモニタリング、市による履行監視、第三者機関による履行監視の複数チェックを実施)		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	500 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○	
			修繕	—			
			問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
				事故対応	—		
			災害対応業務	被害状況把握等	—	二次災害防止等緊急措置対応	—
			その他業務	改築	○		
				その他	○	地域貢献(柏まつり、出前授業、地域清掃作業など)	
マンホールポンプ	— 箇所						
ポンプ場	— 箇所						
処理場	— 箇所						
集落排水施設							
管路施設	— km						
処理場	— 箇所						
水道施設							
浄水場	—						
管路施設	—						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	青梅市																												
委託件名	青梅市公共下水道管きよ維持管理業務委託																												
現在の期数	3 期目	第1期の開始年月日	平成6年度																										
契約期間	平成29年4月1日 ～令和2年3月31日	委託金額	229,392 千円																										
受託者	管清工業(株)																												
入札・契約方式	指名競争入札	応募企業数	8 者																										
下水道管路総延長	669 km	排除方式	分流																										
導入背景及び理由	昭和63年の不明水調査(管路)により、管の損傷や人孔部の穴等が多数発見されたこと、膨大な下水道施設ストックにより緊急対応業務が増大したことに伴い、平成元年には、事後対応型による維持管理から人孔及び幹線の巡視・点検調査を主とした予防保全型維持管理に移行した。平成6年度からは市内全域の管路施設管理および計画的な目視、TVカメラ調査に、軽微な施設修繕を実施する包括委託を開始。																												
	導入効果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>該当</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共側の事務負担の軽減</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コスト縮減</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間側の業務の効率化</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予防保全の実現</td> <td>○</td> <td>道路陥没件数の減少</td> </tr> <tr> <td>住民対応・緊急時対応の改善</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地元企業の育成</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術継承</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		内容	該当	備考	公共側の事務負担の軽減	—		コスト縮減	—		民間側の業務の効率化	—		予防保全の実現	○	道路陥没件数の減少	住民対応・緊急時対応の改善	○		地元企業の育成	—		技術継承	—		その他	—
内容	該当	備考																											
公共側の事務負担の軽減	—																												
コスト縮減	—																												
民間側の業務の効率化	—																												
予防保全の実現	○	道路陥没件数の減少																											
住民対応・緊急時対応の改善	○																												
地元企業の育成	—																												
技術継承	—																												
その他	—																												
発注方式	仕様発注																												

対象施設		対象業務				
下水道施設						
管路施設	591 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○
			修繕	○		
		問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
		住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	—
			事故対応	○		
		災害対応業務	被害状況把握等	—	二次災害防止等緊急措置対応	—
		その他業務	改築	—		
			その他	—	()	
マンホールポンプ	- 箇所					
ポンプ場	- 箇所					
処理場	- 箇所					
集落排水施設						
管路施設	- km					
処理場	- 箇所					
水道施設						
浄水場	-					
管路施設	-					

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	安曇野市		
委託件名	安曇野市下水道施設等維持管理業務委託		
現在の期数	1 期目	第1期の開始年月日	平成29年4月1日
契約期間	平成29年4月1日 ～令和2年3月31日	委託金額	403,488 千円
受託者	(公財)長野県下水道公社		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	798 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	維持管理ノウハウの不足や技術職員の減少		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	○	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	—	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
	その他	—	
発注方式	性能発注を含む(処理場5施設、処理場運転管理、放流水質基準、月次報告書提出)		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	764 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	○
			住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
				事故対応	—		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	—
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	153 箇所	巡視・点検、調査、清掃、修繕災害対応業務					
ポンプ場	— 箇所						
処理場	1 箇所	包括レベル3					
集落排水施設							
管路施設	34 km	下水道管路施設と同様					
マンホールポンプ	7 箇所	巡視・点検、調査、清掃、修繕災害対応業務					
処理場	4 箇所	包括レベル3					
その他	0 箇所	宅内、集落ポンプ（農業集落排水地域に宅内、集落ポンプなし）					
水道施設							
浄水場	—						
管路施設	—						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	伊東市		
委託件名	伊東市公共下水道施設等維持管理業務委託		
現在の期数	4 期目	第1期の開始年月日	平成20年4月1日
契約期間	平成29年4月1日 ～令和2年3月31日	委託金額	1,430,048 千円
受託者	(株)ウォーターエージェンシー		
入札・契約方式	一般競争入札	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	143 km	排除方式	分流一部合流
導入背景及び理由	管きょ老朽化による道路陥没事故防止及び人員不足解消		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	道路陥没件数の減少等
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
	その他	—	
発注方式	性能発注含む(管路施設は仕様発注)		

対象施設		対象業務				
下水道施設						
管路施設	90 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	—
	排除方式		調査	—	次年度以降の維持管理業務の提案	—
	分流一部合流		清掃	—	維持管理計画の見直し	—
			修繕	—		
	問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—	
		住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
			事故対応	—		
		災害対応業務	被害状況把握等	—	二次災害防止等緊急措置対応	—
	その他業務	改築	—			
		その他	—	()		
マンホールポンプ	19 箇所	包括レベル3の性能発注				
ポンプ場	2 箇所	包括レベル3の性能発注				
処理場	2 箇所	包括レベル3の性能発注				
集落排水施設						
管路施設	— km					
処理場・ポンプ場	— 箇所					
水道施設						
浄水場	—					
管路施設	—					
コミュニティプラント						
管路施設	8 km	下水道管路施設と同様				
処理場・ポンプ場	4 箇所	包括レベル3の性能発注				

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	富士市		
委託件名	富士市終末処理場管理運転等業務委託		
現在の期数	1 期目	第1期の開始年月日	平成27年8月1日
契約期間	平成27年8月1日 ～令和2年7月31日	委託金額	4,040,000 千円
受託者	ウォーターエージェンシー・パシフィックコンサルタンツ特定共同企業体		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	858 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	下水道財政逼迫の中、老朽化施設の急増に対処するには予防保全型管理への移行が必須と考え、まずは施設状況を適切に把握するために、処理場管理において実施している包括的民間委託を活用した。		
導入効果	内容	該当	備考
	公共側の事務負担の軽減	—	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	不明水の削減等
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
その他	○	技術開発の促進、維持管理情報の蓄積、ストックマネジメント計画の高度化、不明水重点対策地区の特定	
発注方式	性能発注を含む（処理場については性能発注、その他は仕様発注）		

対象施設		対象業務				
下水道施設						
管路施設	793 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○
	排除方式		調査	—	次年度以降の維持管理業務の提案	○
	分流		清掃	—	維持管理計画の見直し	—
			修繕	○		
		問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	—
		住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
			事故対応	—		
		災害対応業務	被害状況把握等	—	二次災害防止等緊急措置対応	—
		その他業務	改築	—		
			その他	—	()	
マンホールポンプ	52 箇所	運転管理、点検、清掃、ユーティリティー調達、一部の修繕				
ポンプ場	— 箇所					
処理場	2 箇所	運転管理、点検、ユーティリティー調達、一部の修繕				
集落排水施設						
管路施設	— km					
処理場・ポンプ場	— 箇所					
水道施設						
浄水場	—					
管路施設	—					

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	豊田市		
委託件名	豊田市下水道管路施設包括的維持管理業務委託		
現在の期数	1 期目	第1期の開始年月日	平成30年6月8日
契約期間	平成30年6月8日 ～令和3年3月31日	委託金額	347,587 千円
受託者	豊田下水道管理サービス合同会社・株式会社NJS共同企業体		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	3 者
下水道管路総延長	1,504 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	ストックマネジメント計画に基づく点検・調査業務に人員増加させることなく対応し、データ管理や計画策定を効率的に行うことにより、将来の維持管理費を抑制し、事故を未然に防ぐ予防保全型の維持管理に移行するため。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	○	
	民間側の業務の効率化	○	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	○	
	技術継承	—	
	その他	○	例年応札者がおらず入札不成立になることが多かった「樹木管理・草刈等業務」だが、本業務に含めることで安定した業務遂行が可能となった。
発注方式	仕様発注		

対象施設		対象業務				
下水道施設						
管路施設	1,406 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○
			修繕	—		
		問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
		住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	—
			事故対応	○		
		災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
		その他業務	改築	—		
			その他	○	改築計画の策定、スクリーン清掃、フレートサイマンホールのフレート交換、樹木管理、草刈業務	
マンホールポンプ	— 箇所					
ポンプ場	— 箇所					
処理場	— 箇所					
集落排水施設						
管路施設	93.3 km	下水道管路施設と同様				
処理場・ポンプ場	— 箇所					
水道施設						
浄水場	—					
管路施設	—					
コミュニティプラント						
管路施設	4.6 km	下水道管路施設と同様				

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	かほく市		
委託件名	かほく市上下水道事業包括的民間委託		
現在の期数	3 期目	第1期の開始年月日	平成22年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和5年3月31日	委託金額	1,458,000 千円
受託者	西原・ヴェオリア・ジェネッツ・フジ地中・柿本・河北郡衛生特定業務委託共同企業体		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	256 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	財政悪化によるなお一層の効率化や、急激な人員削減により現状の執行体制では安定的な下水道サービスが維持することが困難となった。また、水道・下水道・農業集落排水3事業間の維持管理レベルに差が出ていたため。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	—	
	地元企業の育成	○	
	技術継承	—	
	その他	—	
発注方式	性能発注を含む（管路施設は仕様発注・履行監視は、官側、民側に対して適切に平等な立場で、適切に委託業務の実施状況を管理する役割のほか、民側からの高度な技術提案等に市側の判断が困難な場合のためにアドバイザー契約をしている）		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	256 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	—	
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
				事故対応	—		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	32 箇所	包括レベル3					
ポンプ場	3 箇所	包括レベル3					
処理場	2 箇所	包括レベル3					
集落排水施設							
管路施設	50 km	下水道施設管路施設に同じ					
処理場	15 箇所	包括レベル3					
マンホールポンプ	45 箇所	包括レベル3					
水道施設							
浄水場	2 箇所	包括レベル2.5					
管路施設	311 km	漏水調査					
送水施設	5 箇所	包括レベル2.5					
配水施設	7 箇所	包括レベル2.5					
深井戸	11 箇所	包括レベル2.5					

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	大津市		
委託件名	大津終末処理場等運転管理業務委託		
現在の期数	2 期目	第1期の開始年月日	平成28年4月1日
契約期間	平成31年4月1日 ～令和4年3月31日	委託金額	1,420,960 千円
受託者	ウォーターエージェンシー・東山管理センター企業連合		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	1,465 km	排除方式	合流, 分流
導入背景及び理由	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理職員の高齢化 ・民間の維持管理技術の導入 		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	—	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
	その他	—	
発注方式	性能発注を含む（対象施設：大津終末処理場、対象業務：水質管理、汚泥含水率管理、業務指標：BOD 10、COD 8、SS 10、T-N 10、T-P 1(mg/l)以下、汚泥含水率週平均76%以下、履行監視・評価：毎月の業務報告書の提出及び業務報告会を行う）		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	1,465 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	—	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	合流, 分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	○
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	—
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—		
マンホールポンプ	138 箇所	マンホールポンプの点検・清掃業務					
ポンプ場	9 箇所	巡視点検、設備保守点検、修繕業務 等					
処理場	1 箇所	運転監視、水質試験、設備保守点検、薬品・燃料調達、修繕業務 等					
集落排水施設							
管路施設	— km						
処理場・ポンプ場	— 箇所						
水道施設							
浄水場	—						
管路施設	—						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	大阪市		
委託件名	大阪市内一円下水道施設等維持管理業務委託		
現在の期数	5 期目	第1期の開始年月日	平成25年4月1日
契約期間	平成29年4月1日 ～令和4年3月31日	委託金額	93,651,256 千円
受託者	クリアウォーターOSAKA(株)		
入札・契約方式	随意契約	応募企業数	- 者
下水道管路総延長	4,950 km	排除方式	合流、分流
導入背景及び理由	下水道事業の安定的な事業の継続と質の高い市民サービスを提供するとともに、民間原理を取り入れることによってコスト縮減を図るため、上下分離方式による経営形態見直しを進めており、その取組みの一環として、管路施設・処理場・ポンプ場の小規模単純更新を含む運転維持管理業務を包括委託している。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	○	
	民間側の業務の効率化	○	
	予防保全の実現	—	
	住民対応・緊急時対応の改善	—	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	○	
	その他	○	技術開発の促進
発注方式	性能発注(管路施設は延長等を要求水準とした仕様発注)		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	4,950 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	合流、分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	○
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	○
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	○		
				その他	○	<small>(小規模単純更新、材料品質などの基本事項【仕様規定】)</small>	
マンホールポンプ	138 箇所	清掃、点検、修繕					
ポンプ場	58 箇所	運転管理、ユーティリティ調達、点検、修繕					
処理場	12 箇所	包括レベル2.5					
集落排水施設							
管路施設	- km						
処理場	- 箇所						
水道施設							
浄水場	-						
管路施設	-						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	堺市		
委託件名	堺市北部下水道管路施設維持管理等業務		
現在の期数	3 期目	第1期の開始年月日	平成26年4月1日
契約期間	平成31年4月1日 ～令和5年3月31日	委託金額	834.659 千円
受託者	サンダ・管清工業・堺エコノス・アクアエスワイ・二京建設・URリネージュ・世和建設堺市北部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	2 者
下水道管路総延長	3,300 km	排除方式	合流、分流
導入背景及び理由	<p>○汚水整備概成に伴い、建設から維持管理の重要性が増す。 ○今後標準耐用年数(50年)を超える管きよが増大(老朽化による陥没リスクの増大が想定される) ○近年の状況から、地震対策や浸水被害などのリスク増えていると想定される ○団塊世代の大量退職による経験豊富な職員の減少と技術継承の危惧。 ※維持に伴う仕事量の増大が想定されるのに伴い、限りある人材と財源を効率的に活用する必要あり。</p>		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	○	
	その他	—	
発注方式	仕様発注		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	1,100 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	—	
	合流、分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	○
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	○		
				その他	○	(ストックマネジメント実施方針資料作成業務)	
マンホールポンプ	- 箇所						
ポンプ場	- 箇所						
処理場	- 箇所						
その他	- 箇所	雨水調整池、水路、スクリーン、ゲート、雨水柵等					
集落排水施設							
管路施設	- km						
処理場	- 箇所						
水道施設							
浄水場	-						
管路施設	-						

地方公共団体名	堺市		
委託件名	堺市南部下水道管路施設維持管理等業務		
現在の期数	2 期目	第1期の開始年月日	平成28年4月1日
契約期間	平成31年4月1日 ～令和5年3月31日	委託金額	1,004,700 千円
受託者	藤野興業・トキト・利晃建設・積水化学・日水コン・CWO堺市南部下水道管路施設維持管理等業務共同企業体		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	2 者
下水道管路総延長	3,300 km	排除方式	合流、分流
導入背景及び理由	<p>○汚水整備概成に伴い、建設から維持管理の重要性が増す。 ○今後標準耐用年数(50年)を超える管きよが増大(老朽化による陥没リスクの増大が想定される) ○近年の状況から、地震対策や浸水被害などのリスク増えていると想定される ○団塊世代の大量退職による経験豊富な職員の減少と技術継承の危惧。 ※維持に伴う仕事量の増大が想定されるのに伴い、限りある人材と財源を効率的に活用する必要あり。</p>		
導入効果	内容	該当	備考
	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	○	
その他	—		
発注方式	仕様発注		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	1,100 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	—	
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	○
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	○		
				その他	○	(ストックマネジメント実施方針資料作成業務)	
マンホールポンプ	- 箇所						
ポンプ場	- 箇所						
処理場	- 箇所						
その他	- 箇所	雨水調整池、水路、スクリーン、ゲート、雨水柵等					
集落排水施設							
管路施設	- km						
処理場	- 箇所						
水道施設							
浄水場	-						
管路施設	-						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	河内長野市		
委託件名	河内長野市下水道管路施設包括的管理業務		
現在の期数	2 期目	第1期の開始年月日	平成26年3月1日
契約期間	平成28年3月15日 ～令和3年3月31日	委託金額	200,491 千円
受託者	積水化学・管清工業・日水コン・都市技術センター・藤野興業共同企業体		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	550 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	施設の不具合等が増加し費用・事務負担が増大し、また陥没事故などによる2次災害の発生の危険性が増大し、また、法改正に伴う維持管理の高度化・適正化が必要となるものの、職員の経験・技術力が不足していることから民間の技術力・ノウハウと機動性を活用したいと考えたため。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	○	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	○	マニュアル化による官民双方への技術継承
	その他	○	マニュアル化の促進
発注方式	仕様発注（業務指標設定あり：道路陥没箇所数：0.012箇所/km、管きよ等の詰まり事故発事件数：0.009箇所/km、応急措置実施数：10件）		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	60 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	—
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	○		
				その他	○	(ストックマネジメント計画策定)	
マンホールポンプ	4 箇所	マンホールポンプの点検・清掃業務					
ポンプ場	— 箇所						
処理場	— 箇所						
集落排水施設							
管路施設	— km						
処理場・ポンプ場	— 箇所						
水道施設							
浄水場	—						
管路施設	—						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	大阪狭山市		
委託件名	大阪狭山市下水道管路施設包括的維持管理業務		
現在の期数	1 期目	第1期の開始年月日	平成28年4月1日
契約期間	平成28年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	213,975 千円
受託者	積水化学(株)(代表企業)・管清工業(株)・藤野興業(株)・(株)日本インシーク・一般財団法人都市技術センター		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	242 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	老朽化した下水道施設の効率的な予防保全型維持管理業務の実現。下水道職員数の減少。世代交代による下水道職員の技術力不足の補完。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	○	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
	その他	—	
発注方式	仕様発注(業務指標設定あり:道路陥没箇所数:0.013箇所/km、管きよ等の詰まり事故発生件数:0.055箇所/km、応急措置実施数:10件)		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	242 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	—
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	○		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	- 箇所						
ポンプ場	- 箇所						
処理場	- 箇所						
集落排水施設							
管路施設	- km						
処理場・ポンプ場	- 箇所						
水道施設							
浄水場	-						
管路施設	-						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	奈良市		
委託件名	奈良市東部地域等における上下水道施設等包括的維持管理業務委託		
現在の期数	1 期目	第1期の開始年月日	平成30年10月1日
契約期間	平成30年9月25日 ～令和3年3月31日	委託金額	565,768 千円
受託者	株式会社神鋼環境ソリューション(代表企業)、JV名: 神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス・宇陀環境開発・管清工業・メタウォーター・日本インシーク共同企業体 (平成31年4月8日に現名称に変更)		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	1,231 km	排除方式	分流一部合流
導入背景及び理由	水道施設と下水道施設等の維持管理業務を個別かつ短期で発注し、発生主義に基づく修繕対応を原則としていたものの、職員数の維持が困難になりつつあった。については、市全域に点在する各々の施設を効率的に運営・維持管理するため、発注範囲や期間を拡張して民間事業者の裁量範囲を拡大することで民間ノウハウ発揮の余地を確保できる委託方法を従来より検討していたもの。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	道路陥没件数の減少
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	○	
	その他	—	
発注方式	性能発注を含む(業務指標設定あり: 管路の維持管理業務において、道路陥没箇所数、管渠等の詰まり事故発生件数、応急措置実施数を提示しているが、過去の水準に未達であっても支払いとの連動はない。処理場等運転管理業務において、放流水質の要求水準を定めており、未達の場合、委託料を減額する。)		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	1,231 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	分流一部合流		清掃	○	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	—			
			問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	○
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	—
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	—
			その他業務	改築	○		
				その他	○	(統括管理業務、維持管理業務履行等に伴う情報処理をICTによる検証業務)	
マンホールポンプ	14 箇所	マンホールポンプ場の運転管理及び薬品調達業務(*特環施設が対象)					
ポンプ場	— 箇所						
処理場	1 箇所	処理場の運転管理及び薬品調達業務(*特環施設が対象)					
集落排水施設							
管路施設	138.806 km	下水道管路施設と同様					
処理場	7 箇所	下水道管路施設と同様					
マンホールポンプ	109 箇所	下水道管路施設と同様					
水道施設							
浄水場	6 箇所	水道施設の点検及び運転管理業務					
管路施設	— km						

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	鳥取市		
委託件名	鳥取市東部地域千代川右岸下水道等施設包括的管理委託業務		
現在の期数	3 期目	第1期の開始年月日	平成24年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	1,052,588 千円
受託者	(公財)鳥取市環境事業公社		
入札・契約方式	総合評価一般競争入札方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	480 km	排除方式	合流・分流
導入背景及び理由	仕様発注から性能発注に変更することで、受託者の自由度が上がり、民間事業者の能力、ノウハウが発揮できるため。 また、下水道施設を維持管理する上で最大の問題点と考える不明水への対応とその対策を行うため、処理施設と管路施設を一体とした包括的民間委託(パッケージ委託)を行っている。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	○	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	○	
	技術継承	—	
	その他	—	
発注方式	性能発注を含む(対象施設:処理場、ポンプ場、MP 対象業務:運転管理等全般 履行監視等:月1回履行確認を行っている。)		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	480 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	○
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	○
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	37 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
ポンプ場	17 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
処理場	1 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
集落排水施設							
管路施設	99.5 km	下水道施設管路施設に同じ					
処理場	7 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
マンホールポンプ	75 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
水道施設							
浄水場	-						
管路施設	-						

地方公共団体名	鳥取市		
委託件名	鳥取市東部地域千代川左岸下水道等施設包括的管理委託業務		
現在の期数	3 期目	第1期の開始年月日	平成24年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	348,018 千円
受託者	(公財)鳥取市環境事業公社		
入札・契約方式	総合評価一般競争入札方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	186 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	仕様発注から性能発注に変更することで、受託者の自由度が上がり、民間事業者の能力、ノウハウが発揮できるため。		
	また、下水道施設を維持管理する上で最大の問題点と考える不明水への対応とその対策を行うため、処理施設と管路施設を一体とした包括的民間委託(パッケージ委託)を行っている。		
導入効果	内容	該当	備考
	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	○	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	○	
	技術継承	—	
その他	—		
発注方式	性能発注を含む(対象施設:処理場、ポンプ場、MP 対象業務:運転管理等全般 履行監視等:月1回履行確認を行っている。)		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	186 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	○
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	○
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	58 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
ポンプ場	5 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
処理場	2 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
集落排水施設							
管路施設	131.7 km	下水道施設管路施設に同じ					
処理場	15 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
マンホールポンプ	113 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
水道施設							
浄水場	—						
管路施設	—						

地方公共団体名	鳥取市		
委託件名	鳥取市福部地域下水道等施設包括的管理委託業務		
現在の期数	3 期目	第1期の開始年月日	平成24年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	36,608 千円
受託者	(株)ストライプ		
入札・契約方式	総合評価一般競争入札方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	39 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	仕様発注から性能発注に変更することで、受託者の自由度が上がり、民間事業者の能力、ノウハウが発揮できるため。		
	また、下水道施設を維持管理する上で最大の問題点と考える不明水への対応とその対策を行うため、処理施設と管路施設を一体とした包括的民間委託(パッケージ委託)を行っている。		
導入効果	内容	該当	備考
	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	○	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	○	
	技術継承	—	
その他	—		
発注方式	性能発注を含む(対象施設: 処理場、ポンプ場、MP 対象業務: 運転管理等全般 履行監視等: 月1回履行確認を行っている。)		

対象施設		対象業務				
下水道施設						
管路施設	39 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○
			修繕	○		
		問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	○
		住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	○
			事故対応	○		
		災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
		その他業務	改築	—		
			その他	—	()	
マンホールポンプ	39 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等				
ポンプ場	1 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等				
処理場	- 箇所					
集落排水施設						
管路施設	12.1 km	下水道施設管路施設に同じ				
処理場	3 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等				
マンホールポンプ	33 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等				
水道施設						
浄水場	-					
管路施設	-					

地方公共団体名	鳥取市		
委託件名	鳥取市西部地域下水道等施設包括的管理委託業務		
現在の期数	3 期目	第1期の開始年月日	平成24年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	257,081 千円
受託者	(株)キョウエイ		
入札・契約方式	総合評価一般競争入札方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	99 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	仕様発注から性能発注に変更することで、受託者の自由度が上がり、民間事業者の能力、ノウハウが発揮できるため。 また、下水道施設を維持管理する上で最大の問題点と考える不明水への対応とその対策を行うため、処理施設と管路施設を一体とした包括的民間委託(パッケージ委託)を行っている。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	○	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	○	
	技術継承	—	
	その他	—	
発注方式	性能発注を含む(対象施設:処理場、ポンプ場、MP 対象業務:運転管理等全般 履行監視等:月1回履行確認を行っている。)		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	99 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	○
			住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	○
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	59 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
ポンプ場	2 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
処理場	4 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
集落排水施設							
管路施設	90.37 km	下水道施設管路施設に同じ					
処理場	27 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
マンホールポンプ	129 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等					
水道施設							
浄水場	-						
管路施設	-						

地方公共団体名	鳥取市		
委託件名	鳥取市南部地域下水道等施設包括的管理委託業務		
現在の期数	3 期目	第1期の開始年月日	平成24年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	216,270 千円
受託者	因幡環境整備(株)		
入札・契約方式	総合評価一般競争入札方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	52 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	仕様発注から性能発注に変更することで、受託者の自由度が上がり、民間事業者の能力、ノウハウが発揮できるため。		
	また、下水道施設を維持管理する上で最大の問題点と考える不明水への対応とその対策を行うため、処理施設と管路施設を一体とした包括的民間委託(パッケージ委託)を行っている。		
導入効果	内容	該当	備考
	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	○	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	○	
	技術継承	—	
その他	—		
発注方式	性能発注を含む(対象施設:処理場、MP 対象業務:運転管理等全般 履行監視等:月1回履行確認を行っている。)		

対象施設		対象業務				
下水道施設						
管路施設	52 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	○
			修繕	○		
		問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	○
		住民対応等業務	住民対応	○	他工事等立会	○
			事故対応	○		
		災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
		その他業務	改築	—		
			その他	—	()	
マンホールポンプ	47 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等				
ポンプ場	— 箇所					
処理場	2 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等				
集落排水施設						
管路施設	115.3 km	下水道施設管路施設に同じ				
処理場	9 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等				
マンホールポンプ	150 箇所	運転管理、ユーティリティ管理、環境保全業務、修繕業務等				
水道施設						
浄水場	—					
管路施設	—					

資料1 導入事例集（令和元年11月版）

地方公共団体名	土佐町		
委託件名	土佐町上下水道事業に係る運転管理委託業務		
現在の期数	5 期目	第1期の開始年月日	平成19年6月1日
契約期間	平成29年4月1日 ～令和2年3月31日	委託金額	209,898 千円
受託者	嶺北衛生・嶺北浄管・本山衛生特定委託業務共同企業体		
入札・契約方式	公募型プロポーザル方式	応募企業数	1 者
下水道管路総延長	25 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	人事異動等によって、技術維持が年度によってばらつきがないように民間業者に委託し、維持管理業務の高水準の平準化を目指す。包括的に維持管理を行うことによって、人員等の削減による経費削減を目指す。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	—	
	住民対応・緊急時対応の改善	—	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
	その他	—	
発注方式	仕様発注		

対象施設		対象業務					
下水道施設							
管路施設	25 km	計画的業務	巡視・点検	○	維持管理情報の管理	○	
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	○	
	分流		清掃	—	維持管理計画の見直し	—	
			修繕	○			
			問題解決業務	不明水対策	○	悪臭対策	○
			住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	○
				事故対応	○		
			災害対応業務	被害状況把握等	○	二次災害防止等緊急措置対応	○
			その他業務	改築	—		
				その他	—	()	
マンホールポンプ	8 箇所	運転管理、保守点検					
ポンプ場	— 箇所						
処理場	1 箇所	運転管理、保守点検					
集落排水施設							
管路施設	18 km	下水道管路施設と同じ					
処理場	3 箇所	運転管理、保守点検					
マンホールポンプ	22 箇所	運転管理、保守点検					
水道施設							
浄水場	16 箇所	運転管理、保守点検					
管路施設	64.5 km	下水道管路施設と同じ					

地方公共団体名	鳥栖市		
委託件名	鳥栖市浄化センター維持管理業務		
現在の期数	5 期目	第1期の開始年月日	平成19年4月1日
契約期間	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	909470 千円
受託者	キューセツAQUA株式会社		
入札・契約方式	随意契約	応募企業数	- 者
下水道管路総延長	456 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	当初から、処理場とポンプ場とマンホールポンプ場の3つを対象とした単年度の維持管理業務委託を行っていた。包括的民間契約へ移行する際にも、同じ内容の複数年の維持管理業務委託となった。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	—	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	—	
	その他	—	
発注方式	仕様発注		

対象施設		対象業務				
下水道施設						
管路施設	0 km	計画的業務	巡視・点検	—	維持管理情報の管理	—
	排除方式		調査	—	次年度以降の維持管理業務の提案	—
	分流		清掃	—	維持管理計画の見直し	—
			修繕	—		
		問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
		住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
			事故対応	—		
		災害対応業務	被害状況把握等	—	二次災害防止等緊急措置対応	—
		その他業務	改築	—		
			その他	—	()	
マンホールポンプ	91 箇所	巡回点検				
ポンプ場	1 箇所	維持管理業務、保守点検業務				
処理場	1 箇所	維持管理業務、保守点検業務				
集落排水施設						
管路施設	- km					
処理場	- 箇所					
水道施設						
浄水場	-					
管路施設	-					

地方公共団体名	都城市		
委託件名	中央終末処理場等包括的維持管理業務委託		
現在の期数	4 期目	第1期の開始年月日	平成21年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	12,683 千円
受託者	(株)西村管理		
入札・契約方式	随意契約	応募企業数	- 者
下水道管路総延長	511 km	排除方式	分流一部合流
導入背景及び理由	マンホールポンプでの定期的な点検業務を発注するに当たり、当該ポンプ内の状況に応じて処理場の運転機器調整が出来るなど、適切な維持管理に効果的であると判断し、包括的に維持管理を行うこととした。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	○	
	その他	—	
発注方式	仕様発注		

対象施設		対象業務				
下水道施設						
管路施設	- km	計画的業務	巡視・点検	—	維持管理情報の管理	—
	排除方式		調査	—	次年度以降の維持管理業務の提案	—
	合流		清掃	—	維持管理計画の見直し	—
			修繕	—		
		問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
		住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
			事故対応	—		
		災害対応業務	被害状況把握等	—	二次災害防止等緊急措置対応	—
		その他業務	改築	—		
			その他	—	()	
マンホールポンプ	12 箇所	定期的な清掃・点検				
ポンプ場	- 箇所					
処理場	1 箇所	維持管理業務				
集落排水施設						
管路施設	- km					
処理場	- 箇所					
水道施設						
浄水場						
管路施設						

地方公共団体名	都城市		
委託件名	高城浄化センター等包括的維持管理業務委託		
現在の期数	1 期目	第1期の開始年月日	平成30年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	17,146 千円
受託者	(株)都城北諸地区清掃公社		
入札・契約方式	随意契約	応募企業数	- 者
下水道管路総延長	511 km	排除方式	分流
導入背景及び理由	管渠内の定期点検を行うために、包括的民間委託を導入した。		
導入効果	内容	該当	備考
	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	○	
その他	—		
発注方式	仕様発注		

対象施設		対象業務				
下水道施設						
管路施設	12 km	計画的業務	巡視・点検	—	維持管理情報の管理	—
	排除方式		調査	○	次年度以降の維持管理業務の提案	—
	分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	—
			修繕	—		
		問題解決業務	不明水対策	—	悪臭対策	—
		住民対応等業務	住民対応	—	他工事等立会	—
			事故対応	—		
		災害対応業務	被害状況把握等	—	二次災害防止等緊急措置対応	—
		その他業務	改築	—		
			その他	—	()	
マンホールポンプ	8 箇所	定期的な清掃・点検				
ポンプ場	- 箇所					
処理場	4 箇所	維持管理業務				
集落排水施設						
管路施設	- km					
処理場	- 箇所					
水道施設						
浄水場	-					
管路施設	-					

地方公共団体名	都城市		
委託件名	都城浄化センター等包括的維持管理業務委託		
現在の期数	4 期目	第1期の開始年月日	平成21年4月1日
契約期間	平成30年4月1日 ～令和3年3月31日	委託金額	12,893 千円
受託者	(株)都城北諸地区清掃公社		
入札・契約方式	随意契約	応募企業数	- 者
下水道管路総延長	511 km	排除方式	合流、分流
導入背景及び理由	定期的な管路の点検・清掃を行うことで閉塞の予防保全を実現し、且つ閉塞が発生した際、迅速な対応を可能とするために包括的民間委託を導入した。		
	内容	該当	備考
導入効果	公共側の事務負担の軽減	○	
	コスト縮減	—	
	民間側の業務の効率化	—	
	予防保全の実現	○	
	住民対応・緊急時対応の改善	○	
	地元企業の育成	—	
	技術継承	○	
	その他	—	
発注方式	仕様発注		

対象施設		対象業務				
下水道施設						
管路施設	511 km	計画的業務 問題解決業務 住民対応等業務 災害対応業務 その他業務	巡視・点検	—	維持管理情報の管理	—
	排除方式		調査	—	次年度以降の維持管理業務の提案	—
	合流、分流		清掃	○	維持管理計画の見直し	—
			修繕	—		
			不明水対策	—	悪臭対策	—
			住民対応	—	他工事等立会	—
			事故対応	—		
			被害状況把握等	—	二次災害防止等緊急措置対応	—
			改築	—		
			その他	○	(閉塞に対する緊急対応)	
マンホールポンプ	- 箇所					
ポンプ場	- 箇所					
処理場	1 箇所	維持管理業務				
集落排水施設						
管路施設	- km					
処理場	- 箇所					
水道施設						
浄水場	-					
管路施設	-					

資料2 下水道管路施設の管理業務

各業務の概要を以下に示す。詳細については、「下水道維持管理指針」（公益社団法人 日本下水道協会）等を参照されたい。

(1) 管理保全業務（定型・平常業務）

① 計画的業務

計画的業務について、包括的民間委託導入時には、標準的な実施周期や実施手法に基づいた仕様での発注となることが予想されるが、包括的民間委託を継続していく中で、受託者から実施周期や実施手法について提案を受けるなど、民間の創意工夫を積極的に取り入れ、効率的で持続可能な業務内容となるようなインセンティブ契約も可能である。

イ 巡視・点検

巡視・点検は、管路施設が埋設された道路の状態、マンホールのふたの状態、マンホールの内面、マンホールから目視できる範囲の管面、堆積物及び下水の流下状況を観察することによって、管路施設の状態を把握しようとするものである。

i) 定期点検と臨時点検

巡視・点検には、施設の機能を保持するための流下状況、沈殿物の堆積状況、施設の保全のための損傷状況及び事故防止のための点検等がある。これらは計画的に実施し、点検に当たっては記録簿を作成する。

ii) 点検の周期

下水道管路網は、面的に広い範囲にわたっており、これらの巡視・点検を効率的に行うには、地域をブロックに分割し、ローテーションを組んで実施する。また、各地域の傾向を把握し、問題の多い地域を重点的に実施する等効果を考慮して、計画的に行うことが必要である。管路施設における計画的な巡視・点検の周期の例を表1に示す。

表1 巡視・点検の周期（例）

区分 供用開始後の経過年数		マンホール管きよ	伏越し	マンホールポンプ	雨水吐き室	吐き口	汚水ます	雨水ます	ゲート
		0~30年経過	3年に1回	1年に1回	月に1回	2年に1回	1年に1回	3年に1回	3年に1回
巡視・点検	30年以上経過	1年に1回	1年に1回	月に1回	1年に1回	1年に1回	3年に1回	3年に1回	半年に1回

出典) 下水道維持管理指針（公益社団法人 日本下水道協会）

個々の管路施設は、それぞれ異なった状況下に置かれているため、過去の維持管理情報（点検・調査結果、管路施設の重要度・経過年・場所等）を基に巡視・点検の周期を設定する必要がある。また、雨期前には、伏越し、雨水吐き室、吐き口、地形上雨水が集中しやすい場所及び流下状況が不良な箇所等は、重点的に点検する必要がある。

ロ 調査

調査は、点検によって発見された異常箇所について、視覚調査をはじめとする各種調査でその状態を把握し、異常の程度を見極めて、清掃、しゅんせつ及び修繕等の対策につなげるという重要な役割を有している。調査の主な項目は以下のとおりとなる。

資料 2 下水道管路施設の管理業務

- 視覚調査（変状、損傷および土砂等堆積物）
- 浸入水調査（誤接合、水量及び水密性）
- 腐食・劣化調査
- 布設環境状態調査（地下水位及び空洞）
- 水質調査、悪臭調査
- その他の調査

管内の異常の大部分は、視覚調査によって確認することができるが、例えば、管路施設の水密性は、地下水位が高く、浸入水や流入水が目視できる場合にのみ確認できるため、目視できない場合にも適用できる調査手法により確認する必要がある。視覚調査は定期的に行うのが望ましい。マンホール・管内調査の周期の例を表 2 に示す。

表 2 マンホール・管内調査の周期の例

項目	実施場所	供用開始後経過年	実施周期	備考
マンホール内 目視調査	マンホール内 及び上下流管きよ	0～30年	5年に1回	
		30年以上	3年に1回	
潜行目視調査	内径800mm以上	0～30年	10年に1回	取付け管も含む
		30年以上	7年に1回	取付け管も含む
テレビカメラ調査	内径800mm未満	0～30年	10年に1回	取付け管も含む
		30年以上	7年に1回	取付け管も含む

出典) 下水道維持管理指針 (公益社団法人 日本下水道協会)

また、視覚調査は、巡視・点検によって変状、損傷土砂堆積及びその他異常な現象が発見された場合にも行う。視覚調査には、目視調査、簡易テレビカメラ調査及びテレビカメラ調査がある。

i) 目視調査

目視調査は、管路施設に直接調査員が入り、目視によりその性状を把握する調査方法である。内径 800mm 未満の本管及び取付け管は、マンホール又はますから鏡及び強力ライトを用いて、内径 800mm 以上の本管は、歩行可能であれば調査員が管内に潜行して行う。

ii) 簡易テレビカメラによる調査

簡易テレビカメラは、伸縮可能な操作棒の先にカメラとライトを取り付けたものであり、これを地上からマンホールに挿入し、地上にいる調査者が手元のモニターを見ながらズーム機能等を駆使して、管内を点検・調査するものである。

iii) テレビカメラによる調査

テレビカメラ調査を行う本管及び取付け管の管径は、内径 150～800mm 未満を原則とし、内径 800mm 以上の管きよについては、流量が多い場合や危険ガスが予想される場合等、調査員が管路内に入ることができない場合に用いることが多い。

テレビカメラ調査は、通常の点検・調査のほか、緊急対応調査、出来形の確認調査、引継検査の確認調査及び他工事による影響調査など広範囲に行われている。

ハ 清掃（定期清掃）

管路施設は、下水中に存在する固形物や混入した土砂等が沈殿し堆積すると、流下能力

資料2 下水道管路施設の管理業務

が減少し閉塞に至るばかりでなく、悪臭や有害ガスが発生する。このため、適宜、清掃及びしゅんせつを行うことで、管きよの適正な管理と流下能力を確保することが必要である。

また、合流式下水道の雨水吐き口からの雨天時における未処理放流水の放流汚濁負荷を減少させるためには、吐き口から上流分の管路施設の清掃及びしゅんせつを行うことは有効な手段の一つである。

管路施設の清掃は、閉塞や堆積が確認されてから実施するだけでなく、定期的にも実施することが望ましい。

土砂や汚泥の堆積の程度は箇所により異なるが、緊急清掃を度々実施しなければならない箇所は、重点的に巡視・点検を行ない、これ以外の箇所は、通常の巡視・点検、調査を行った結果に基づき、定期的にも清掃を実施すべきである。

管路施設がどのような状態にある時に清掃に着手するかという基準の例を表3に示す。また、定期的にも清掃を行う場合の実施周期の例を表4に示す。

表3 清掃着手基準（例）

区分	基準値	備考
汚泥・土砂堆積深	5～20%堆積時	経済性および沈下・たるみの状況考慮
油脂付着	付着確認時	油脂類の付着は成長し、閉塞原因となる。 発生源調査、指導
モルタル付着・堆積	付着・堆積確認時	閉塞原因となる。 発生源の調査・指導等
侵入根	侵入確認時	成長し閉塞の原因となる。 再侵入防止を計画・実施
異物混入(投入)	確認時	閉塞原因となる。 除去方法の計画・実施
たるみ、沈下、滞流	確認時	汚泥等が堆積しやすい。 有害ガスの発生原因、清掃周期の検討

出典) 下水道維持管理指針 (公益社団法人 日本下水道協会)

表4 定期的な清掃の実施周期（例）

施設・部位	経過年	
	0～30年	30年～
管きよ	5年に1回	5年に1回
マンホール	5年に1回	3年に1回
伏越し	1年に1回	1年に1回
マンホールポンプ	3月に1回	3月に1回
雨水吐き室	2年に1回	1年に1回
吐き口	1年に1回	1年に1回
汚水ます	5年に1回	5年に1回
雨水ます	1年に1回	1年に1回
取付け管	15年に1回	5年に1回
ゲート	1年に1回	1年に1回

出典) 下水道維持管理指針 (公益社団法人 日本下水道協会)

二 修繕

施設の損傷又は老朽化等による機能低下を点検及び調査等により発見したときは、その

資料2 下水道管路施設の管理業務

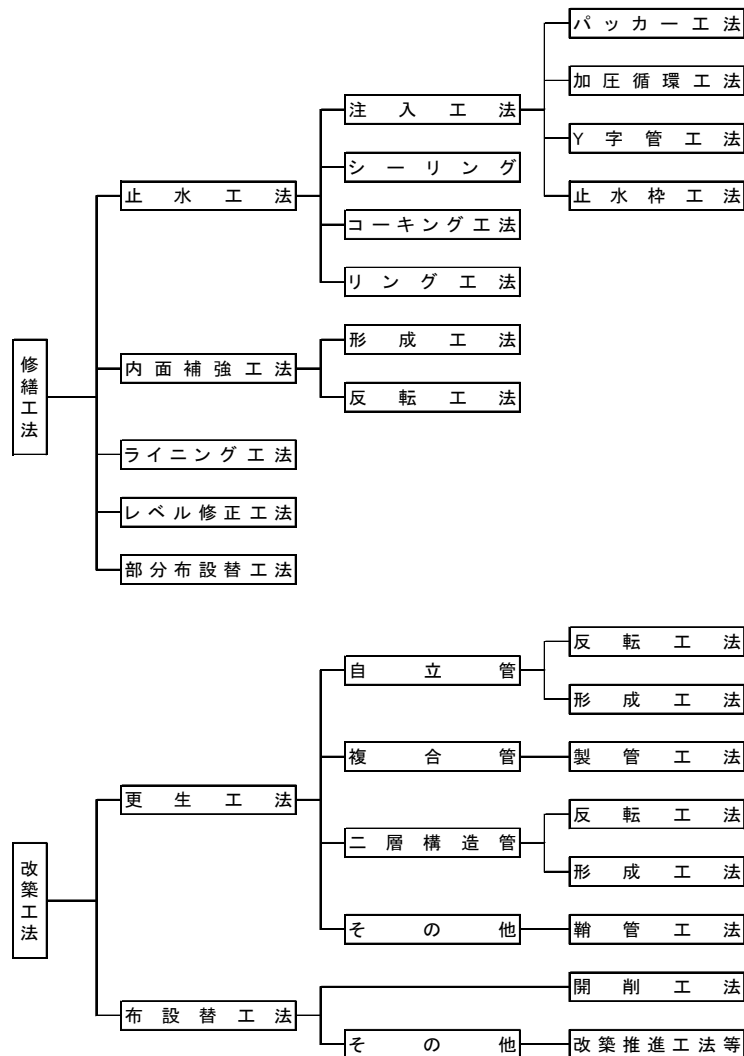
原因を的確に把握し、機能回復のため速やかに適切な措置を実施しなければならない。

機能回復のための業務には、維持管理業務としての修繕と、建設事業としての改築があり、それぞれ以下のように定義される。

○修繕： 老朽化した施設又は故障若しくは毀損した施設を修理して、下水道の機能を維持すること。

○改築： 既存の施設を新しい施設に取り替えること。なお、機能の拡充を図るために新しい施設に取り替える場合は、「改築」でなく、「設置」に該当する。

修繕工事には、管きょ、マンホール、取付け管の止水工事、部分的な布設替え工事等があり、また、ますふた、マンホールふた、縁コンクリート、側塊、足掛金物の取替え、マンホール内インバート、管きょの目地等の修復、道路舗装に伴うます・マンホール等のかさ上げ及び切り下げ等も含まれる。修繕・改築工法に利用されている工法を分類したものを図1に示す。



出典) 下水道維持管理指針 (公益社団法人 日本下水道協会)

図1 修繕・改築工法の分類

修繕工事は、施設の損傷状況等により緊急に対応しなければならないものと、時間的に

資料2 下水道管路施設の管理業務

ある程度余裕があり、計画的に対応できるものに分類することができる。

i) 緊急的修繕工事

- 交通（管路施設の損傷に起因する道路陥没等）及び公衆衛生上緊急を要する修繕工事
- 住民の生命財産に多大な影響が予想される場合等に緊急に施工する修繕工事
- 負担金付修繕工事

緊急に修繕を要するときは、あらかじめこの事態に備えて夜間及び休日における「緊急連絡体制」（一覧表）を設置しておくとともに、職員又は業者（あらかじめ年間契約等により決定）を現場に急行させ、現況に即応できるよう措置しておくこと及び完了後費用が精算できるような設計書の様式を作成しておくことが肝要である。

ii) 計画的修繕工事

管路施設が、布設され、供用されれば、老朽化、機能低下及び異常の発生等が生ずるのは避けがたいことであり、修繕についても、巡視・点検結果やこれらに基づく各種調査結果等により、修繕計画を策定し、これを実施することが必要である。

ホ 維持管理情報の管理

各種調査結果や住民からの苦情等への対応など維持管理情報をデータベースとして整理し、管理を行うことが重要となる。

ヘ 次年度以降の維持管理業務の提案

維持管理業務の実施経験を生かし、次年度以降の維持管理業務について改善提案を行う。

ト 下水道管路維持管理計画の見直し

維持管理業務における知見を生かし、下水道管路維持管理計画の見直し提案を行う。

②問題解決業務

イ 不明水対策

不明水対策に係る各種調査や対策検討業務。

ロ 悪臭対策

悪臭対策に係る各種調査や対策検討業務。

③住民対応等業務

イ 事故対応

管路施設に関わる道路陥没事故や管路閉塞事故等について、緊急清掃、緊急修繕等の対応を行う業務。

ロ 住民対応

住民からの苦情等の連絡に対し、連絡の受付及び緊急清掃等の対応並びに情報の蓄積を行う業務。

ハ 他工事等立会

近接・承認工事（他企業工事）、施設の一時使用の立会等について、対応を行う業務。

(2) 災害対応業務

イ 被害状況把握等

資料 2 下水道管路施設の管理業務

地震・風水害等災害時において、地方公共団体と協力して被害状況の把握等を行う業務。

ロ 二次災害防止等緊急措置・対応

地震・風水害等災害時において、二次災害を防止するために、バキュームカーの手配やポンプによる仮排水を行う等、代替機能を緊急的に措置する業務。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

目 次

- 第1条 （用語の定義）
- 第2条 （総則）
- 第3条 （指示及び協議の書面主義）
- 第4条 （業務計画書）
- 第5条 （契約の保証）
- 第6条 （契約上の地位の譲渡等）
- 第7条 （著作権の利用等）
- 第8条 （著作権等の譲渡禁止）
- 第9条 （著作権の侵害防止）
- 第10条 （設計・工事）
- 第11条 （本件業務の実施）
- 第12条 （優先関係）
- 第13条 （許認可の取得等）
- 第14条 （引継事項）
- 第15条 （再委託）
- 第16条 （統括責任者）
- 第17条 （地域住民対応）
- 第18条 （受託者等に対する措置請求）
- 第19条 （業務の報告等）
- 第20条 （仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務）
- 第21条 （条件変更等）
- 第22条 （委託者による本件業務の内容の変更）
- 第23条 （受託者による本件業務の内容の変更）
- 第24条 （委託者による施設の更新及び補修）
- 第25条 （業務の中止）
- 第26条 （業務に係る受託者の提案）
- 第27条 （業務委託料の変更方法等）
- 第28条 （著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更）
- 第29条 （法令等の変更）
- 第30条 （一般的損害）
- 第31条 （第三者に及ぼした損害）
- 第32条 （不可抗力）
- 第33条 （委託者による履行状況の確認）
- 第34条 （修繕業務の検査）

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

- 第35条 （業務委託料の支払）
- 第36条 （契約不適合責任）
- 第37条 （業務移行期間）
- 第38条 （期間満了による終了）
- 第39条 （委託者の任意解除権）
- 第40条 （委託者の催告による解除権）
- 第41条 （委託者の催告によらない解除権）
- 第42条 （委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第43条 （受託者の催告による解除権）
- 第44条 （受託者の催告によらない解除権）
- 第45条 （受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第46条 （解除に伴う措置）
- 第47条 （委託者の損害賠償請求等）
- 第48条 （受託者の損害賠償請求等）
- 第49条 （契約不適合責任期間等）
- 第50条 （保険）
- 第51条 （秘密保持）
- 第52条 （補則）

- 別紙1 業務計画書
- 別紙2 業務委託料の支払方法
- 別紙3 保険

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

（用語の定義）

第1条 本契約において用いられる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 「本契約等」とは、本契約、受託者選定要項及び技術提案書（本件業務の受託者選定手続きにおいて、受託者が提出した技術提案書をいう。以下同じ。）の総称をいう。
- (2) 「受託者選定要項」とは、〇〇市公共下水道管路施設維持管理等業務に関し、委託者が【 】年【 】月【 】日に公表した【入札説明書／募集要項】、本件仕様書（〇〇市公共下水道管路施設維持管理等業務仕様書、図面及び特記仕様書の総称をいう。以下同じ。）その他委託者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書の総称をいう。
- (3) 「本件業務」とは、本件仕様書別紙1に定める業務の総称をいう。
- (4) 「本件施設」とは、本件仕様書に定める施設をいう。
- (5) 「業務準備期間」とは、本契約締結日から履行開始日の前日までの期間をいう。
- (6) 「業務移行期間」とは、履行期間の最終【 】ヶ月間をいう。

[注]【 】は、2～3とすることが望ましい

- (7) 「業務事務所」とは、本件業務を実施する事務所として、本件仕様書において委託者が指定した場所をいう。
- (8) 「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の見込みを超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、委託者及び受託者の責めに帰すことができないもので、委託者及び受託者によつても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生を防止手段を合理的に期待できない事由をいう。

（総則）

第2条 委託者及び受託者は、本契約に基づき、受託者選定要項並びに技術提案書に従い、日本の法令を遵守し、本契約を履行する。

- 2 受託者は、履行期間中、本件仕様書に示す本件業務を行うとともに、本契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する本件業務の実施及び成果物を完成させるため、本件業務に関する指示を受託者又は受託者の統括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の統括責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、本契約若しくは受託者選定要項に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、本件業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、受託者選定要項に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

- 8 本契約及び受託者選定要項における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本契約は日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 委託者及び受託者は、本契約に関する一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。
[11 委託者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。]
[注] [] は、受託者が共同企業体を結成している場合に追記する。

（指示及び協議の書面主義）

- 第3条 本契約等に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、【 】日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 委託者及び受託者は、本契約等の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務計画書）

- 第4条 受託者は、履行開始日の【 】日前までに、その費用により、本契約等に記載された条件を満たす業務計画書を作成し、委託者に提出し、委託者の確認を得るものとする。業務計画書には別紙1に記載した事項を記載しなければならない。
- [注] 業務計画書については、本契約等に定める条件を満たす全体業務計画書を作成させるとともに、全体業務計画書に従い、委託者と受託者が協議、合意した当該年度に実施すべき業務内容に基づく年間業務計画書を作成させ、当該年度開始後速やかに、委託者に提出させることも考えられる。
- 2 受託者は、業務計画書に基づき本件業務を実施するものとする。委託者が、業務計画書に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、委託者は受託者に説明を求めることができる。その結果、委託者が、業務計画書に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正（業務計画書の変更を含む）を求めることができる。
 - 3 受託者が業務計画書の変更を希望する場合、受託者は、変更の【 】日前までに変更理由及び変更内容を委託者に提出し、委託者の確認を得なければならない。
 - 4 前三項に定めるほか、受託者は業務準備期間中に、本件仕様書の定めるところに従い、提出書類の提出及び業務実施体制の整備を行わなければならない。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

（契約の保証）

第5条 受託者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の【 】以上としなければならない。

3 受託者が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第47条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の【 】に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

〔注〕保証の額については、各地方公共団体の契約規則等の規定に合った内容とする。

（契約上の地位の譲渡等）

第6条 受託者は、委託者の承諾を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

（著作権の利用等）

第7条 委託者が本契約に基づき受託者に対して提供した情報、書類、図面等（委託者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、委託者に帰属する。

2 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡する。

3 受託者は、委託者が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（委託者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

- (1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は委託者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること
 - (3) 本件施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で、委託者又は委託者が委託する第三者をして、成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 受託者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、予め、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- 5 委託者は、成果物について、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、委託者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

（著作権等の譲渡禁止）

第8条 受託者は、自ら又は著作者をして、成果物にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、予め、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（著作権の侵害防止）

第9条 受託者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを委託者に対して保証する。

- 2 成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

（設計・工事）

[第10条 受託者の行う本契約等に基づく設計及び改築工事に関し、本契約等に定めのない事項については、〇〇市設計等契約約款第〇条から第〇条及び〇〇市工事請負契約約款第〇条から〇条の定めるところによるものとする。]

[注] [] は、本契約に設計及び改築工事が含まれる場合に使用する。適用する規定については、例えば、「主任技術者等の配置」、「工事の中止」、「工期の変更」、「工事目的物の検査及び引渡し」、「請負代金の支払い」、「前金払」、「部分払」、「債務負担行為に係る契約において、各会計年度における支払い」等が考えられる。各年度で改築工事の内容及び金額が決まる場合には、総額のみこの契約で合意し、個別の年度の工事については、年度協定を別途締結して実施することが考えられる。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

（本件業務の実施）

- 第11条 受託者は、本契約等の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を実施しなければならない。
- 2 受託者は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、維持管理方法、使用機材、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

（優先関係）

- 第12条 本契約及び受託者選定要項の間、又は、本契約及び技術提案書の間で齟齬が生じた場合、本契約を優先する。受託者選定要項及び技術提案書の間で齟齬が生じた場合、受託者選定要項を優先する。ただし、技術提案書が受託者選定要項及び本件仕様書の水準を超えた提案を含む場合には、当該提案部分については、技術提案書が優先する。

（許認可の取得等）

- 第13条 受託者は、法令上に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。
- 2 前項のほか、受託者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

（引継事項）

- 第14条 受託者は、業務準備期間に、委託者から本件業務に関する引継事項を受領するとともに、実施する業務の内容について把握しておかななければならない。
- 2 受託者は、業務準備期間に、本契約開始前に本件業務の全部又は一部を受託していた者から、本件業務に関する引継事項を受領し、本契約が終了するまで、業務事務所に備え置くものとする。
- 3 委託者は、いつでも、業務事務所において引継事項を閲覧し、また、受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 4 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

（再委託）

- 第15条 受託者は、本件業務の全部又は主要業務を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはならない。
- 2 受託者は、事前に委託者の承諾を得て、本件業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託することができる。
- 3 前項に基づき本件業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、受託者は当該第三者による業務の遂行につき一切の責任を負担し、当該第三者の責めに帰すべき事由は受託者の責

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

めに帰すべき事由とみなす。

（統括責任者）

第16条 受託者は、本件業務の統括責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に届けなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 統括責任者は、本契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第18条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、予め、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

（地域住民対応）

第17条 受託者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本件業務の実施に必要な住民対応（本件業務の実施に伴い必要となる環境対策等を含む。）を行わなければならない。

2 受託者は、予め、委託者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本件業務を変更することはできない。

3 受託者は、住民対応の結果、本件業務の実施に必要な費用を負担しなければならない。ただし、本件業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、委託者の負担とする。

（受託者等に対する措置請求）

第18条 委託者は、統括責任者若しくは受託者の使用人又は第15条第3項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から【 】日以内に委託者に通知しなければならない。

3 第34条第1項に規定する検査等の結果、本契約等に従った本件業務が実施されていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内容を明示した上で、受託者に対して改善業務計画書の提出を命じることができる。受託者は、改善業務計画書の提出を命じられてから【 】日以内に改善業務計画書を委託者に提出し、自らの費用負担及び責任において、委託者の確認を受けた改善業務計画書に従い本件業務を行わなければならない。

4 委託者は、前項の期間内に受託者が改善業務計画書を提出しない場合（改善業務計画書によ

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

り、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、又は改善業務計画書どおりに本件業務が行われていない場合は、求める措置の内容とその理由を明示した上で、受託者に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる。

（業務の報告等）

第19条 受託者は、履行期間中、本件業務について、本件仕様書に定める提出書類を作成し、委託者に提出するものとする。

2 委託者は、前項に基づき提出された書類の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

3 受託者は、業務完了時、本件業務について本件仕様書に定める提出図書を作成し、委託者に提出するものとする。

（仕様書等と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第20条 受託者は、業務の内容が本件仕様書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

（条件変更等）

第21条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 本件仕様書（委託者が受託者選定の際に提供した本件施設の現況に関する資料等委託者が提供した本件施設に関する資料を含む。本条において、以下同じ。）に誤謬又は脱漏があること。

(2) 本件仕様書の表示が明確でないこと。

(3) 業務実施上の制約等本件仕様書に示された自然的又は人為的な業務実施条件と実際の業務実施条件が相違すること。

(4) 本件仕様書に明示されていない業務実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聞いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後【 】日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があ

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

るときは、予め、受託者の意見を聞いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、本件仕様書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により本件仕様書の変更又は訂正が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者による本件業務の内容の変更）

第22条 委託者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本件業務の内容の変更を希望する場合、受託者に対して、変更を希望する日（以下、本条において「変更日」という。）の

【 】ヶ月前までに変更案（委託費部分を含まない。以下、本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 受託者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから【 】ヶ月以内に、委託者に対し、変更案に対応する業務委託料に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容）を提出するものとする。
- 3 委託者は、受託者に対し、前項の見積りを受領してから【 】ヶ月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 委託者が見積りを承認しない旨受託者に対して通知した場合、委託者及び受託者の協議により変更案及び業務委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後【 】ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる）、委託者は変更案の撤回または契約の終了のいずれかを受託者に対して通知するものとする。委託者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第38条及び第39条第2項を準用する。
- 5 第1項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受託者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、委託者は各年度における本契約に基づく受託者への支払額が、当該年度の委託者の予算額を超過するおそれがある場合、受託者に通知することにより、かかる超過の限度において、本件業務のうち計画的修繕業務の実施時期の変更又は計画的修繕業務の一部を本契約の履行対象から除外するよう指示することができる。この場合、本契約で別途定める場合を除き、受託者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を委託者に請求することはできない。

（受託者による本件業務の内容の変更）

第23条 受託者は、本件業務の内容の変更を希望する場合、委託者に対して、変更を希望する

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

日（以下、本条において「変更日」という。）の【 】ヶ月前までに変更案（委託費部分を含む。以下、本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、委託者は、事前に変更案について受託者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 委託者は、受託者に対し、前項の変更案を受領してから【 】ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

（委託者による施設の更新及び補修）

第24条 委託者は、工事予定書（受託者選定要項に添付された補修等工事予定書をいう。本条において、以下同じ。）に従い、本件施設の更新及び補修を行うよう努めるものとする。

- 2 委託者が前項の工事予定書に従った更新または補修を行わなかったことにより受託者に発生する費用については、委託者の負担とする。
- 3 委託者は、工事予定書において規定されていない更新または補修を行うことにより（工事予定書に従って更新された施設が工事予定書に記載された施設よりも性能がよい場合を含む。）、受託者の本件業務に要する費用が減少した場合、委託者は減少した費用に相当する額の業務委託料の減額を請求することができる。ただし、減額できる額は、【 】を上限とする。

（業務の中止）

第25条 不可抗力により、作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前二項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくははその損害を賠償しなければならない。

（業務に係る受託者の提案）

第26条 受託者は、本件仕様書等（本件業務に関する指示を含む。本条において、以下同じ。）について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき本件仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、本件仕様書等の変更を受託者に通知するものとする。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

- 3 委託者は、前項の規定により本件仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更しなければならない。

（業務委託料の変更方法等）

第27条 第20条、第21条、第25条、第26条の規定により業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から【 】日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

〔注〕【 】の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聞いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から【 】日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

〔注〕【 】の部分には、履行期間を勘案してできる限り早急に通知を行うよう留意して数字を記入する。

- 3 第17条、第20条、第21条、第25条の規定により、委託者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、委託者と受託者とが協議して定める。

（著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更）

第28条 委託者又は受託者は、履行期間内で契約締結の日から12月経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料の金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の金額の変更を請求することができる。

- 2 前項による請求は、本条の規定により業務委託料の金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託金額変更の基準とした日」と読み替える。

- 3 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、業務委託料の金額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は前二項の規定にかかわらず、相手方に対して業務委託料の金額の変更を請求することができる。

- 4 第1項又は前項の場合において、業務委託料の金額の変更額については委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から【 】日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。

- 5 前項の協議開始の日については委託者が受託者の意見を聞いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項又は第3項の請求を行った日又は受けた日から【 】日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

（法令等の変更）

第29条 法令等（法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等）をいふ。本条において、以下同じ。）の変更により、本件業務の実施が著しく困難となった場合又は本件業務の実施に増加費用が発生する可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、これにより発生する費用の負担は次の各号のとおりとする。この場合、受託者は、本件業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。

(1) 本件業務に直接関係する法令等の変更の場合には、委託者の負担とする。

(2) 本件業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には、受託者の負担とする。

2 法令等の変更により、本件業務を行うことができなかつた期間の業務委託料については、当該期間において実施できなかった本件業務に関して受託者が免れることのできなかつた費用相当分を支払うものとする。

3 法令等の変更により本件業務の内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、本件業務の内容を変更することができる。また、法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができる。

4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により受託者に生じた費用については、第1項に定めるところによる。

（一般的損害）

第30条 受託者の本契約の違反その他受託者の責めに帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合、受託者が委託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

2 委託者の本契約の違反その他委託者の責めに帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合、委託者は受託者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第31条 受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責めに帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（第50条に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りではない。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

（不可抗力）

第32条 不可抗力により、本件業務の実施が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、また、本件施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。また、不可抗力の発生に伴い、本件委託業務のうち事故対応業務及び災害対応業務として実施すべき業務に関して発生した費用は、受託者の負担とする。

2 不可抗力により本件施設が損傷した場合、委託者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受託者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。

3 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、当該期間において実施できなかった本件業務に関して受託者が免れることのできなかった費用相当分を支払うものとする。

4 本件施設の損傷により本件業務の内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要である範囲内において、本件業務の内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができる。

5 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により受託者に生じた費用については、委託者の負担とする。

（委託者による履行状況の確認）

第33条 委託者（本項で規定する履行状況の確認について、委託者から委託を受けた者を含む。以下本条及び第35条第1項において同じ。）は、随時、本件業務の実施について履行状況の確認を行うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないよう努めなければならない。

2 委託者は、前項の確認を行うために、受託者に通知をした上で業務事務所へ立ち入ることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

（修繕業務の検査）

第34条 受託者は、修繕業務の実施箇所における修繕業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から【 】日以内に受託者の立会いの下、受託者選定要項に定めるところにより、当該修繕業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、修繕業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに自らの負担により修補して委

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

託者の検査を受けなければならない。

（業務委託料の支払）

第35条 委託者は、第19条第1項に基づき業務の報告を受領したときは、受領した日から

【 】日以内に報告内容を確認し、受託者にその結果を通知する。

2 受託者は、前項の通知を受けた後に、各月の業務委託料（本契約上受託者が委託者に請求できる費用を含む）の支払いを翌月の【 】日までに請求する。

3 委託者は、前項の規定による請求を受けた日から【 】日以内に当該業務委託料を支払うものとする。

4 前三項に定めるほか、業務委託料の支払方法については、別紙2に定めるところによる。

（契約不適合責任）

第36条 委託者は、引き渡された成果物又は修繕部分（以下この条において「成果物等」という。）が本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（業務移行期間）

第37条 受託者は、本件仕様書の定めるところにより、業務移行期間において、本件業務の引継に必要な業務を行わなければならない。

（期間満了による終了）

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

第38条 期間満了により本契約が終了した場合、受託者は業務事務所を原状回復のうえ、委託者に明け渡さなければならない。

（委託者の任意解除権）

第39条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第41条の規定によるほか、必要があるときは、【 】ヶ月前までに通知することにより、本契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前条の規定は、第1項の規定により本契約が解除された場合に準用するとともに、受託者は必要な本件業務の引継を行わなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第40条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 正当な理由なく、第36条第1項の履行の追完がなされないとき。

2 第38条の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用するとともに、受託者は必要な本件業務の引継を行わなければならない。

（委託者の催告によらない解除権）

第41条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 第6条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) 受託者が本契約に基づく業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受託者の業務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

を譲渡したとき。

(6) 第43条又は第44条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(7) 受託者〔(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)〕が次のいずれかに該当するとき。

〔注〕〔 〕は、受託者が共同企業体を結成している場合に追記する。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 第38条の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用するとともに、受託者は必要な本件業務の引継を行わなければならない。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第42条 第40条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第43条 受託者は、委託者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 第38条の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用するとともに、受託者は必要な本件業務の引継を行わなければならない。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

（受託者の催告によらない解除権）

第44条 受託者は、第25条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の【 】を超えたときは、直ちに本契約を解除することができる。ただし、中止が業務の一部のみの場合、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後【 】月を経過しても、なおその中止が解除されないときは、直ちに本契約を解除することができる。

2 第38条の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用するとともに、受託者は必要な本件業務の引継を行わなければならない。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第45条 第43条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第46条 委託者は、本契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条において「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

2 前項の既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から【 】日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（委託者の損害賠償請求等）

第47条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 成果物に契約不適合があるとき。
- (2) 第40条の規定により、履行期間の満了後に本契約が解除されたとき。
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の【 】に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第40条又は第41条の規定により履行期間の満了前に本契約が解除されたとき。
- (2) 履行期間の満了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

〔注〕 違約金の額については、各地方公共団体の契約規則等の規定に合った内容とする。

3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合（第41条第5号及び第7号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受託者の損害賠償請求等）

第48条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第43条又は第44条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第35条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年【 】パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

〔注〕【 】の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

（契約不適合責任期間等）

第49条 委託者は、引き渡された成果物又は修繕部分に関し、成果物の引渡しを受けた日又は修繕業務の実施箇所について完了確認がなされた日から【 】年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

〔注〕【 】の部分には、原則として1を記入する。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、委託者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受託者は、その責任を負わない。ただし、

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から【 】年が経過する日まで請求等を行うことができる。

〔注〕【 】の部分には、原則として1を記入する。1以外とする場合においては、設備機器のメーカー保証の期間を勘案して記入する。

- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 委託者は、成果物の引渡し又は修繕業務の実施箇所について完了検査の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 第1項の規定は、成果物又は修繕業務の目的物の契約不適合が受託者選定要項の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第50条 委託者及び受託者は、別紙3に示す保険に加入するものとする。

（秘密保持）

第51条 委託者及び受託者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報（事業実施計画を含む）を、第三者に対して開示しないものとする。

- (1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
- (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

- (3) 本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
- (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合。
- (5) 委託者又は受託者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合。
- (6) 相手方が承諾した場合。
- (7) 本契約が解除等により終了した場合において、終了後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務計画書及び成果物を開示する場合。
- (8) 第15条第2項の定めに基づいて第三者に本業務の一部を請け負わせ又は委託した場合において、当該第三者に対して本業務遂行に必要な情報を開示するとき。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

（補則）

第52条 本契約等に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

資料3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙1 業務計画書

業務計画書は、日本産業規格 A 判により作成し、原則として A4 又は A3 用紙とすること。業務計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとする。

(1) 実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための本件業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、本件業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(2) 実施体制

本件業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（再委託関係も含む）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

(3) 実施計画

各業務の作業内容、方法・手順、実施工程等について記載すること。

(4) 安全管理計画

事故、災害等を未然に防止し、安全に本件業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(5) その他委託者が指示する事項

受託者選定要項及び委託者が指示する事項について記載すること。

資料 3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙 2 業務委託料の支払方法

(1) 維持管理計画書及び月間維持管理計画書作成業務の業務委託料

提案価格における当該業務の委託料総額の 1 / 【履行期間の総月数】を毎月支払う。

(2) 巡視・点検業務及び調査業務の業務委託料

提案価格における当該業務の委託料総額の 1 / 【履行期間の総月数】を毎月支払う。

(3) 清掃業務の業務委託料

提案価格における当該業務の委託料総額の 1 / 【履行期間の総月数】を毎月支払う。

(4) 修繕業務の業務委託料

当該月に完了確認を受けた修繕業務について、修繕業務の各業務内容の提案価格に基づき算出された金額を支払う。

[(5) 改築工事の業務委託料

本契約書第 10 条の定めるところにより、完成を確認するための検査に合格した部分について引渡しを受けた後、当該引渡しを受けた部分に相応する金額を支払うほか、受託者からの請求に基づき前金払い、部分払いを実施する。]

[注] [] は、本契約に改築工事が含まれる場合に使用する。

(6) その他業務等の業務委託料

提案価格における当該業務の委託料総額の 1 / 【履行期間の総月数】を毎月支払う。

資料 3 標準契約書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙 3 保険

(1) 受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・受託者賠償責任保険
- ・【その他】

(2) 委託者の加入する保険

委託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・下水道賠償責任保険
- ・損害保険
- ・【その他】

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

〇〇市公共下水道管路施設維持管理等業務委託業務仕様書

第1章 総則

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 履行期間	3
4. 用語の定義	3
5. 費用の負担	4
6. 法令等の遵守	4
7. 公益確保の義務	4
8. 提出書類	4
9. 官公署等への手続き	4
10. 業務実施体制	5
11. 再委託先の届出	5
12. 地域住民等との協調	5
13. 協力義務	5
14. 損害賠償及び補償	5
15. 工程管理	6
16. 業務事務所	6
17. 機材の準備	6
18. 打合せ及び記録	6
19. 貸与資料及び貸与品	6
20. 参考図書	7
21. 証明書の交付	7

第2章 安全管理

1. 一般事項	7
2. 安全教育	7
3. 労働災害防止	7
4. 公衆災害防止	8
5. その他	8

第3章 業務内容

第1節 共通

1. 一般事項	9
---------	---

第2節 維持管理計画書及び月間維持管理計画書作成業務

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

1. 対象地区等	9
2. 維持管理計画書	10
3. 月間維持管理計画書	10
第3節 計画的業務等	
1. 巡視・点検業務及び調査業務	10
2. 清掃業務	12
3. 修繕業務	13
4. 改築業務	14
第4節 その他業務等	
1. 住民対応等業務	14
2. 災害対応業務	15
3. 下水道管路維持管理計画の見直し検討業務	16
第4章 その他	
1. 業務の完了	16
2. 業務準備期間及び業務移行期間における業務の引継ぎ	16
3. その他	17
別紙1 業務概要	18
別紙2 遵守法令等	20
別紙3 業務着手時の提出書類等	21
別紙4 業務実施期間中の提出書類等	22
別紙5 業務完了F時の提出図書	23
別紙6 業務実施体制	25
別紙7 準備機材	27
別紙8 貸与資料・貸与品リスト	28
別紙9 参考図書	29
別紙10 巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書の記載要領	31
別紙11 業務準備期間及び業務移行期間の実施方法等	41

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

〇〇市公共下水道管路施設維持管理等業務委託業務仕様書

第1章 総則

1. 目的

本業務は、【〇〇市】（以下「委託者」という。）が保有する下水道管路施設の維持管理に係る業務等を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道管路施設に係る機能維持及び維持管理の効率化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、委託者が発注する【〇〇市公共下水道管路施設維持管理等業務委託】に適用する。受託者は、本仕様書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。業務の概要は、別紙1「業務概要」に示すとおりである。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、図面及び特記仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。

3. 履行期間

本業務の履行期間は次のとおりとする。

履行期間 【 】年【 】月【 】日から【 】年【 】月【 】日まで

4. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「指示」とは、委託者の発議により、委託者が受託者に対し、委託者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者の発議により、受託者が委託者に報告し、委託者が了解することをいう。
- (3) 「協議」とは、委託者と受託者とが対等の立場で、合議することをいう。
- (4) 「提出」とは、委託者が受託者に対し又は受託者が委託者に対し、業務に係る書面又はその他の資料等（電磁的記録等を含む。）を説明し、差し出すことをいう。
- (5) 「報告」とは、受託者が委託者に対し、業務の状況又は結果について書面等（電磁的記録等を含む。）により説明し、知らせることをいう。
- (6) 「連絡」とは、委託者と受託者との間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ及び電子メール等の署名又は押印が不要な手段により、互いに知らせることをいう。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

5. 費用の負担

委託者が行う業務の履行に係る検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

6. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たり、別紙2「遵守法令等」に掲げる法令の他、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用、適用は、受託者の責任と負担において行わなければならない。

7. 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

8. 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに別紙3「業務着手時の提出書類等」に示す書類を委託者に提出し、その承諾及び身分証明書の発行を受けた上で業務に着手しなければならない。各書類の様式は委託者の指示によるものとする。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届（変更版）を委託者に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、業務着手日以降、業務の実施期間中において、別紙4「業務実施期間中の提出資料等」に示す書類を委託者に提出しなければならない。各書類の様式は委託者の指示によるものとする。
- (4) 受託者は、業務が完了したときは、速やかに別紙5「業務完了時の提出図書」に示す図書を委託者に提出しなければならない。なお、これらの図書のうち年次報告書に記載する考察には、各業務の結果を踏まえ、委託者の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めるものとする。
- (5) 前各項の提出図書の他、委託者が提出を指示した書類は、指定期日までに提出しなければならない。

9. 官公署等への手続き

- (1) 受託者は、業務の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、受託者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等を、受託者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に委託者に報告しなければならない。委託者が行うべ

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

き届出等は、受託者は書類作成及び手続き等に協力すること。

- (3) 受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

10. 業務実施体制

受託者は、別紙6「業務実施体制」に定める体制を整えなければならない。

11. 再委託先の届出

- (1) 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、業務の着手に先立ち、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間及び範囲等について届け出なければならない。ただし、技術提案書において提案された第三者への下請け又は再委託以外の再委託については、受託者が、事前に委託者の書面による承認を得るものとする。
- (2) 委託者は、業務の実施に当たって、著しく不相当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

12. 地域住民等との協調

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、地域住民等から苦情、要望等があったときは、遅滞なく委託者に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに委託者に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、如何なる理由があっても、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。再委託先及び使用人等についても、当該の行為について十分指導監督すること。
- (4) 再委託先及び使用人等が前項の行為を行ったときは、受託者がその責任を負うこと。

13. 協力義務

- (1) 受託者は、隣接業務又は関連業務の受託者と相互に協力し、業務を実施しなければならない。また、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と相互に協力しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、委託者の指示によりこれに協力しなければならない。

14. 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えたときは、直ちに委託者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。この場合において、原状復旧に要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたと

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

きは、その復旧及び賠償に全責任を負わなければならない。

15. 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行わなければならない。
- (2) 業務の計画と実績とに差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進捗を図らなければならない。
- (3) 受託者は、毎月末、月次報告書により、業務の進捗状況等を委託者に報告するものとする。

16. 業務事務所

委託者より受託者に業務事務所を貸与する場合を想定している。

- (1) 受託者が業務を実施する事務所は、委託者の施設である〇〇市〇〇事務所（〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号）とし、無償で貸与する。受託者は、当該事務所の使用に関して、業務の着手に先立ち、事務所使用申請書を委託者に提出し、その承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、前項の事務所を善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。また、業務の目的以外に使用してはならず、委託者の承諾なく改造等を行ってはならない。
- (3) 第1項の事務所において業務の履行上必要となる電気、ガス、水道、下水道及び通信に係る使用料金は、【受託者】の負担とする。

17. 機材の準備

業務の履行に必要な機材は、受託者の責任と負担において準備しなければならない。受託者が準備すべき機材は、別紙7「準備機材」に示すものを標準とする。

18. 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うものとし、その内容については、その都度、打合せ記録簿を作成、委託者に提出し、その確認を受けなければならない。
- (2) 受託者は、その日の作業開始前に、前日に実施した作業内容及び当日に実施予定の作業内容について、作業日報により委託者に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、毎週の週初めに、その週に実施予定の作業内容について、週間作業予定表により委託者に報告しなければならない。
- (4) 受託者は、夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休における緊急時の連絡責任者を定め、緊急連絡表により、委託者に事前に報告しなければならない。

19. 貸与資料及び貸与品

- (1) 委託者は、別紙8「貸与資料・貸与品リスト」に示す資料及び物品を、業務の実施に必要な

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

都度、受託者に貸与する。

- (2) 受託者は、前項の貸与を受けようとするときは、事前に資料・物品貸与申請書を委託者に提出し、その承諾を得るものとする。

20. 参考図書

業務の履行において参考とする図書は、別紙9「参考図書」に記載された最新版図書とする。なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ委託者の承諾を受けなければならない。

21. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請によるものとする。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号）等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受託者は、業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、酸素欠乏症等防止規則で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょ等に入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、委託者が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、委託者及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。
- (5) 局地的な大雨等による急激な雨水流入により、下水道管路施設内において、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、下水道管路施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、受託者は下水道管路施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 道路上で作業を行う場合、受託者において所轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。
- (5) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (6) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を委託者に報告すること。

5. その他

- (1) 受託者は、作業に当たって、下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生したときは、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに委託者及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、直ちに委託者に届け出ること。
- (4) 道路管理者及び各占用物管理者と連携を行いながら、業務を実施すること。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

第3章 業務内容

第1節 共通

1. 一般事項

- (1) 作業に当たっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (2) 作業に当たり、仮締切を必要とする場合は、事前に委託者の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起らない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、直ちにこれを撤去すること。
- (3) 受託者は、作業に当たり、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び委託者の公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (4) 受託者が委託者の指示に反して作業を続行した場合及び委託者が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (5) 作業に当たり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

<ケースA>委託者が維持管理情報管理システムを保有している場合

- (7) 受託者は、点検・調査、修繕及び緊急時対応の各業務の結果について、委託者の保有する【維持管理情報管理システム】にデータ登録（更新）を行わなければならない。登録（更新）するデータ項目等の詳細は、委託者の指示によるものとする。

<ケースB>委託者が維持管理情報管理システムを保有していない場合

- (7) 受託者は、点検・調査、修繕及び緊急時対応の各業務の結果について、維持管理情報としてデータベース化を行わなければならない。データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、特記仕様書に示すほか、委託者と受託者との協議により決定するものとする。

第2節 維持管理計画書及び月間維持管理計画書作成業務

受託者は、本業務を実施するに当たって、契約日の翌日から【 】日以内に、履行期間中における管路の維持管理業務の内容を網羅した維持管理計画書を作成し、委託者の確認を得ること。また、毎月【 】日までに翌月の月間維持管理計画書を作成し、委託者の確認を得ること。

1. 対象地区等

本業務の対象地区等は、別紙1「業務概要」による。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

2. 維持管理計画書

履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。

維持管理計画書には、以下の内容を記載すること。

- (1) 維持管理方針と目標の設定
 - ①維持管理の目的
 - ②計画期間
 - ③目標指標・目標値の設定
- (2) 現状維持管理状況の把握と課題整理
 - ①対象施設の概要の整理
 - ②現状の管路施設の維持管理状況
- (3) 本管管路の点検・調査計画
 - ①重点路線の選定
 - ②優先度の設定
 - ③点検・調査頻度の設定
 - ④短期的な点検・調査計画の策定
- (4) 上記以外の維持管理計画
 - ①清掃計画
 - ②苦情・事故発生時の対応計画
 - ③緊急時対応計画書
 - ④維持管理体制の確保

3. 月間維持管理計画書

月間維持管理計画書の内容については、日単位で把握できるように作成すること。

第3節 計画的業務等

1. 巡視・点検業務及び調査業務

- (1) 実施箇所及び実施数量
巡視・点検及び調査の実施箇所及び実施数量は、別紙1「業務概要」による。
- (2) 作業時間
巡視・点検及び調査に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。
- (3) 使用機材
巡視・点検及び調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。
- (4) テレビカメラ調査
 - 1) 調査に当たっては、事前に調査箇所を高圧洗浄車等にて念入りに洗浄すること。
 - 2) 本管の調査は、原則として上流から下流に向けカメラを移動させながら、途中カットす

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

ることなく連続撮影を行うこと。

3) 本管の調査に当たっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間カラー撮影し、鮮明な画像を得ること。

4) 本管内及び取付管の異常箇所的位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

5) 管内に異状が発見された場合は、汎用記録メディアとは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に委託者と協議し、その承諾を得なければならない。

6) 調査区間内のマンホール調査項目は、内径 800mm 未満の目視調査内容によること。

(5) 目視調査

1) 内径 800mm 以上

①調査する場合は、本管内に作業員が入り、管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、コンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつきの有無、副管の状況等の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

②本管内の異状箇所的位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

③写真は、調査年月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

④調査内容は、テレビカメラ調査に準ずるものとする。

2) 内径 800mm 未満

①調査する場合は、マンホール内に作業員が入り、十分な照明のもとに土砂等の堆積状況、管路の布設状況、浸入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違いの有無等のマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

②写真は、調査年月日、異状内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

(6) 取付管調査

1) 調査に先立ち、調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。

2) 調査に当たっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付管口等に十分注意しながら、撮影（カラー）を行うものとする。

3) 不良箇所的位置表示は、取付ます中心からの距離とする。

(7) 巡視

1) 管路施設が埋設されている地上部（道路面、マンホール蓋及びその周辺）を観察し、異常の有無を目視により確認する。

2) 下水道台帳との整合の確認をする。

(8) 点検

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

- 1) 地上部よりマンホール及び本管の異常の有無を、点検ミラー及びライトを用い可視範囲を目視により確認する。
 - 2) マンホール蓋も、形状及び表面の異常、ガタツキ等の有無を目視により確認する。
- (9) 異常時の処置及び報告
- 調査の続行が困難になった場合は、処置方法を検討するとともに委託者に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。
- (10) 作業記録
- 受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書に添付して委託者に提出すること。
- 1) 撮影は、調査延長〇〇m程度に対して、1箇所毎の保安施設の状況、テレビカメラ等使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
 - 2) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称を明記した黒板を入れて撮影すること。
 - 3) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
 - 4) 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは1,020×1,447ピクセル程度とすること。
- (11) 報告書の作成
- 受託者は、別紙10「巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書の記載要領」に従い、報告書を作成すること。
- (12) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

2. 清掃業務

- (1) 実施箇所及び実施数量
- 清掃の実施箇所及び実施数量については、別紙1「業務概要」による。
- (2) 作業時間
- 作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。
- (3) 使用機材
- 清掃に使用する高圧洗浄車、強力吸引車、その他業務に必要な機械器具等は各作業に適するものを使用するとともに、業務に支障のないように受託者で常備しておくこと。
- (4) 作業記録
- 受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、清掃業務報告書に添付して委託者に提出すること。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

- 1) 作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、撮影が困難な場合は他の適切な方法で撮影を行うこと。
- 2) 作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- 3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (5) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

3. 修繕業務

(1) 実施箇所及び実施数量

修繕の実施予定箇所及び実施予定数量は、別紙1「業務概要」による。

(2) 作業時間

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(3) 修繕工事

- 1) 修繕工法について、複数の工法で比較を行い、委託者と協議して最適な工法を決定すること。
- 2) 修繕箇所は、汚泥等によって不完全な施工にならないように、高圧洗浄等であらかじめ清掃するとともに、作業完了後も止水材等の残材が管路内に残らないように除去すること。
- 3) 出来形の確認は、目視及びテレビカメラ等で行う。

(4) 材料の調達

修繕に用いる材料は、【受託者】が調達する。

(5) 作業記録

受託者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、業務完了時には、業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、修繕業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- 1) 管路内から作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管路内からの撮影が困難な場合は他の適切な方法で撮影を行うこと。
 - 2) 人力又は機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
 - 3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
 - 4) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
 - 5) 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは1,020×1,447ピクセル程度とすること。
- (6) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

4. 改築業務

4.1 改築に係る設計業務

- (1) 管路の状況を的確に把握し、最適な改築工事を実施するために必要な設計図書等の作成を行う。実施箇所及び数量については、別紙1「業務概要」による。設計図書等は、委託者と協議の上、完成するものとする。また、改築方法、品質管理及び出来形管理については、受託者の提案とし、委託者の承諾を得ること。
- (2) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

4.2 改築工事

- (1) 4.1 改築に係る設計業務で完成した設計図書等に従って改築工事を実施すること。統括責任者が改築工事の一元的統括管理をしなければならない。受託者は、改築工事の実施の際、監理技術者又は主任技術者の責任において、施工管理、工程管理、安全衛生管理、施工環境管理を十分に行わなければならない。また、受託者は、委託者の承諾を得た品質管理及び出来形管理を行わなければならない。
- (2) 作業時間については、作業に当たり、道路使用許可条件を厳守すること。
- (3) 作業記録について、受託者は3. 修繕業務と同様に作業記録を作成すること。
- (4) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

第4節 その他業務等

1. 住民対応等業務

(1) 実施区域

住民対応等業務の実施区域は、別紙1「業務概要」による。

(2) 業務内容

住民対応等業務の内容は以下のとおりである。

1) 住民対応業務

- ①業務事務所における窓口電話による苦情等の受付・記録整理、委託者への報告
- ②原因についての調査・記録及び官民処置の見極め整理、委託者への報告
- ③現場における住民への説明（原因、処置内容等）
- ④必要に応じて官側が原因であった場合の処置及び復旧工事の実施・報告

【⑤その他】

2) 事故対応業務

- ①業務事務所における窓口電話（巡視・点検等現場調査時に発見した事故等も含む）による事故報告の受付・記録整理、委託者への報告
- ②原因についての調査・記録及び官民処置の見極め整理、委託者への報告
- ③現場における住民への説明（原因、処置内容等）
- ④官側が原因であった場合の処置及び復旧工事の実施・報告

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

【⑤その他】

3) 他工事等立会業務

①工事の立会及び確認

- ・発注者による別途発注工事への立会及び確認
- ・他企業による近接工事への立会及び確認

【・その他】

②施工協議

- ・道路管理者等との施工に関する協議
- ・他企業との施工に関する協議

【・その他】

(3) その他

- 1) 受託者は、住民対応業務、事故対応業務及び他工事等立会業務における体制を定め、委託者に届け出なければならない。
- 2) 受託者は、住民対応業務及び事故対応業務における確認事項、対応・措置、報告等について、委託者と事前に調整・確認を行うものとする。
- 3) 受託者は、窓口電話を24時間受付可能な体制をとり、住民対応及び事故対応について、速やかに対応できる体制を整えるものとする。
- 4) 受託者は、他工事等立会業務における確認事項、防護措置、異常時の対応・措置、報告等について、委託者と事前に調整・確認を行うものとする。
- 5) 受託者は、委託者の指示に従い他工事等の事前又は施工時に立会業務を行い、損傷等を未然に防ぐための必要な確認、指示、措置等を講じるものとする。
- 6) 受託者は、住民対応、事故対応及び他工事等立会の結果を速やかに報告するものとする。
- 7) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

2. 災害対応業務

(1) 実施区域

災害対応業務の実施区域は、別紙1「業務概要」による。

(2) 業務内容

- 1) 台風等予見できる災害等に対する事前待機
- 2) 災害時対応の初動支援

【(3) その他】

(3) その他

- 1) 受託者は、災害時及び緊急時における連絡体制及び出動体制を定め、委託者に届け出なければならない。なお、連絡体制及び出動体制を定めるに当たっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に委託者と協議の上、各々の役割分担を定めるものとする。

資料 4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

- 2) 受託者は、災害時等において管路施設に被災又は管路施設の被災による二次災害のおそれがある場合等は、委託者と密に連絡・調整を行うとともに、予め定めた緊急巡視・点検及び巡視・点検に応じた適切な緊急措置等を講じ、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努めなければならない。
- 3) 委託者は、災害時及び緊急時における連絡体制を受託者に通知するものとする。
- 4) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

3. 下水道管路維持管理計画の見直し検討業務

- (1) 受託者は、本業務において得られた巡視・点検及び調査の結果及び整理・蓄積した情報を基に、現行の下水道管路維持管理計画について見直し検討を行うものとする。
- (2) 見直し検討は現行の下水道管路維持管理計画に記載されている以下の内容を対象とする。
 - ①維持管理の方針及び目標の設定
 - ②対象地域の概要
 - ③対象地域の管路施設の概要
 - ④管路の維持管理状況
 - ⑤重点路線又は重点区域
 - ⑥巡視・点検計画
 - ⑦調査計画
 - ⑧清掃計画
 - ⑨修繕・改築計画
 - ⑩維持管理体制
 - ⑪情報管理計画
- (3) その他、本仕様書に記載のない事項については特記仕様書に従うこと。

第 4 章 その他

1. 業務の完了

- (1) 受託者は、業務完了時に本仕様書及び特記仕様書に指定された提出図書及び書類を提出し、委託者の検査を受けなければならない。
- (2) 検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 委託者による検査の合格後、提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

2. 業務準備期間及び業務移行期間における業務の引継ぎ

- (1) 本契約締結日から履行開始日の前日までの期間を業務準備期間とする。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

- (2) 履行期間の最終【 】か月間を業務移行期間とする。
- (3) 受託者は、業務準備期間及び業務移行期間において別紙11「業務移行期間の実施方法等」に従って業務の引継ぎを行うものとする。

3. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 本仕様書、図面及び特記仕様書に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、速やかに委託者に報告し、指示を受けて処理すること。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙1 業務概要

1. 委託対象地区

本委託の対象地区は下表及び【別図1】に示すとおりである。

地区名称等	対象面積 (ha)	管渠延長 (m)	備考
〇〇地区	〇〇	〇〇	
〇〇処理区	〇〇	〇〇	

※ 詳細は特記仕様書による。

2. 委託業務内容

2.1 維持管理計画書及び月間維持管理計画書作成業務

本業務の対象地区は下表及び【別図2】に示すとおりである。

地区名称等	対象面積 (ha)	管渠延長 (m)	備考
〇〇地区	〇〇	〇〇	
〇〇処理区	〇〇	〇〇	

※ 詳細は特記仕様書による。

2.2 計画的業務等

(1) 巡視・点検業務及び調査業務

本業務の実施予定箇所及び予定数量は下表及び【別図3】に示すとおりである。

業務内容	単位	数量	備考
本管テレビカメラ調査	m	〇〇	
取付管テレビカメラ調査	箇所	〇〇	
本管目視調査（内径800mm未満）	箇所	〇〇	マンホール内からの目視
本管目視調査（内径800mm以上）	m	〇〇	管きよ内からの目視
巡視・点検	回	〇〇	約〇〇km

※ 詳細は特記仕様書による。

(2) 清掃業務

本業務の実施予定箇所及び予定数量は下表及び【別図4】に示すとおりである。

業務内容	単位	数量	備考
管渠清掃工	m	〇〇	φ〇〇～φ〇〇
伏越し清掃工	箇所	〇〇	
取付管清掃工	箇所	〇〇	
ます清掃工	箇所	〇〇	
土砂処分工			

※ 詳細は特記仕様書による。

(3) 修繕業務

本業務の実施予定箇所、予定工法及び予定数量は下表及び【別図5】に示すとおりである。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

業務内容			単位	数量	備考
注入工法	パッカー工法	本管管径 800mm未満	箇所	〇〇	
		取付管	箇所	〇〇	
	Y字管工法	本管管径 800mm以上	m	〇〇	
		マンホール	箇所	〇〇	
コーキング工 法	Vカット工法	本管管径 800mm以上	m	〇〇	
		マンホール	箇所	〇〇	

※ 詳細は特記仕様書による。

（4）改築業務

本業務の実施予定箇所及び予定数量は下表及び【別図6】に示すとおりである。

業務内容			単位	数量	備考
改築工事	本管		m	〇〇	
	マンホール		箇所	〇〇	

※詳細は特記仕様書による。

2.3 その他業務等

本委託におけるその他業務等は下表に示すとおりであり、対象地区は【別図1】に示すとおりである。

業務内容			単位	数量	備考
住民対応等業務			式	1	
災害対応業務			式	1	
下水道管路維持管理計画の見直し検討業務			式	1	

※ 詳細は特記仕様書による。

必要に応じて位置図（別図1～別図56）を添付する。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙2 遵守法令等

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (7) 港湾法（昭和25年法律第218号）
- (8) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- (9) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (10) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (11) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- (12) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (13) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (14) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (15) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (17) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (18) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- (19) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (20) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (21) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (22) 環境基本法（平成5年法律第91号）

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

例) ○○市契約規則（昭和○○年○○市規則第○○号）

○○市公害防止条例（昭和○○年○○市条例第○○号）

資料 4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙 3 業務着手時の提出書類等

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
着手届	1	・契約締結後速やかに提出すること。
身分証明書発行申請書	1	・契約締結後速やかに提出すること。 ・業務に従事する者の氏名及び生年月日を記載すること。
統括責任者及び主任技術者届	1	・契約締結後速やかに提出すること。
酸素欠乏危険作業主任者届	1	・契約締結後速やかに提出すること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付すること。
業務計画書	1	・契約締結後速やかに提出すること。 ・次の事項を記載すること。 ①実施方針 ②実施体制（職務分担、緊急連絡体制等） ③実施計画（各業務の作業内容・方法・手順、実施工程等） ④安全管理計画（各業務における保安対策、道路交通の処理方法、管路内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等） ⑤その他委託者が指示する事項
再委託届	1	・業務の一部を再委託する場合に提出すること。 ・次の事項を記載すること。 ①再委託先の名称 ②再委託の種類、期間、範囲等 ③再委託先に対する指導方法等 ④その他委託者が指示する事項
事務所使用申請書	1	・契約締結後速やかに提出すること。

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙4 業務実施期間中の提出書類等

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
維持管理計画書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・契約日の翌日から○日以内に履行期間中の計画について提出すること。 ・計画書を変更する場合は委託者に申し出、変更計画書を提出すること。
月間維持管理計画書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各月○日までに、翌月の計画について提出すること。
月次報告書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各月○日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。
年次報告書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・翌年度4月○日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。
打合せ記録簿	1	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せの都度、提出すること。
作業日報	1	<ul style="list-style-type: none"> ・日々、提出すること。
週間作業予定表	1	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週、週初めに提出すること。
資料・物品貸与申請書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・資料及び物品を借用するに当たって提出すること。
処理水使用申請書	1	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧洗浄車を使用するに当たって提出すること。
緊急連絡表	1	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休を迎えるに当たって提出すること。

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙5 業務完了時の提出図書

1. 共通

業務完了時には、以下の図書を提出すること。

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
(1) 完了届	1	・3月末日までに提出すること。
(2) 年次報告書	1	・3月末日までに提出すること。 ・月次報告書を取りまとめ、業務全般に関する考察を加えること。 ・上記の考察には、各業務の結果を踏まえ、委託者の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めること。
(3) 支払請求書及び明細書	1	・3月末日までに提出すること。

2. 維持管理計画書及び月間維持管理計画書作成業務

本業務の提出図書は下表に示すとおりであり、業務完了時に提出すること。

提出図書名	仕様	部数	備考
(1) 維持管理計画書	A4判	○部	業務実施期間中に提出したもの
(2) 月間維持管理計画書	A4判	○部	業務実施期間中に提出したもの
(3) その他参考資料	A4判	○部	
(4) 打合せ記録簿	A4判	○部	
(5) 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R	一式	

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

3. 計画的業務等

本業務の提出図書及び提出時期は下表に示すとおりである。

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
(1) 巡視・点検業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること。 ・作成に当たっては、別紙10「巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書の作成要領」を参照のこと。
(2) 調査業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること。 ・作成に当たっては、別紙10「巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書の作成要領」を参照のこと。
(3) 清掃業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること ・作業記録写真を含めること。
(4) 修繕業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること。 ・作業記録写真を含めること。
(5) 改築業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること。 ・作業記録写真を含めること。
(6) 上記図書の電子成果品 (CD-R 又は DVD-R)	一式	・業務完了後速やかに提出すること。

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

4. その他業務等

4.1 その他業務

その他業務に係る提出図書は下表に示すとおりであり、業務完了時に提出すること。

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
(1) 住民対応等業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること。
(2) 災害対応業務報告書	1	・業務完了後速やかに提出すること。

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

4.2 下水道管路維持管理計画の見直し検討業務

本業務の提出図書は下表に示すとおりであり、業務完了時に提出すること。

提出図書名	仕様	部数	備考
(1) 下水道管路維持管理計画書	A4判	○部	
(2) その他参考資料	A4判	○部	
(3) 打合せ記録簿	A4判	○部	
(4) 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R	一式	

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

資料 4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙 6 業務実施体制

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに統括責任者及び主任技術者等を定めなければならない。
- (2) 統括責任者は、下水道管路施設の維持管理に関する高度な技術及び相当の経験を有する者でなければならない。また、業務事務所又は現場に常駐し、その運営及び取締り等、業務全体の統括を担うものとする。
- (3) 計画的業務（巡視・点検業務、調査業務、清掃業務、修繕業務）及びその他業務（住民対応等業務、災害対応業務）の主任技術者は、下水道管路施設の維持管理に関する技術及び経験を有する者でなければならない。また、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。
- (4) 改築に係る設計業務及び下水道管路維持管理計画の見直し検討業務の主任技術者は、次のいずれかの資格を有し、下水道管路施設の改築に係る設計業務の技術及び経験を有する者でなければならない。また、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。
 - ・技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術管理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者
 - ・一般社団法人建設コンサルタント協会の行う RCCM 資格試験（下水道部門）に合格し、登録を受けている者なお、改築に係る設計業務の主任技術者と下水道管路維持管理計画の見直し検討業務の主任技術者とは、兼務することができる。
- (5) 改築工事の主任技術者は、下水道管路施設の改築工事に係る技術及び経験を有する者でなければならない。また、改築工事に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。
- (6) 改築工事の監理技術者は、下水道管路施設の改築工事に係る技術及び経験を有する者で、土木一式工事についての建設業法第 27 条の 18 第 1 項の監理技術者資格者証の交付を受けた者とし、改築工事を専任で実施しなければならない。
- (7) 改築に係る設計業務及び下水道管路維持管理計画の見直し検討業務については、次のいずれかの資格を有する照査技術者を定めなければならない。
 - ・技術士法に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術管理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者
 - ・一般社団法人建設コンサルタント協会の行う RCCM 資格試験（下水道部門）に合格し、登録を受けている者なお、改築に係る設計業務の照査技術者と下水道管路維持管理計画の見直し検討業務の照査技術者とは、兼務することができる。
- (8) 計画的業務（巡視・点検業務、調査業務、清掃業務、修繕業務）及びその他業務（住民対応等業務、災害対応業務）の担当技術者は、下水道管路施設の維持管理に関して基礎的な知識、専門的な技能及び経験を有し、指示された業務について、状況に応じた適切な機械器具

資料 4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

を使用でき、また、上級者を補佐して作業員等に指示し、的確に業務処理ができる者でなければならない。また、常駐又は1時間圏内の事務所棟に駐在させ、巡視・点検、調査、清掃、修繕等を担うものとする。

- (9) 下水道法第22条の有資格者又は公益社団法人日本日本管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士もしくは下水道管路管理主任技士の資格を有する者が含まれているものとする。
- (10) 受託者は、管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させなければならない。
- (11) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。
- (12) 受託者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために必要な十分な作業員を配置しなければならない。
- (13) 受託者は、委託者が発行する身分証明書を常に携帯し、業務に従事しなければならない。

委託業務の内容に応じて、上記の資格等を定める必要がある。

資料 4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙 7 準備機材

機材名	用途	業務事務所への常備
高圧洗浄車	テレビカメラ調査に際しての管路内洗浄等に使用	不要・必要（ 台）
本管用テレビカメラ	自走式テレビカメラ搭載車、本管のテレビカメラ調査に使用	不要・必要（ 台）
取付管用テレビカメラ	取付管のテレビカメラ調査に使用	不要・必要（ 台）
調査車両	点検・調査業務に使用	不要・必要（ 台）
作業車両	点検・調査業務における巡視・点検等に使用	不要・必要（ 台）
酸素濃度等測定器	管路、マンホール内等の作業に際して使用	不要・必要（ 台）
発電機・送風機・昇降器具	点検・調査業務、緊急時対応業務等に使用	不要・必要（ 台）
補修機材	修繕業務、緊急時対応業務等に使用	不要・必要（ 台）
OA機器	提出書類の作成等に使用	不要・必要（ 台）

※上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の他、業務事務所の運営に必要となる備品等を含む。

※ここに記載のないものについては特記仕様書による。

資料 4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙 8 貸与資料・貸与品リスト

1. 貸与資料

貸与資料名	備考
〇〇〇〇	
〇〇〇〇	
〇〇〇〇	

2. 貸与品

貸与品名	備考
〇〇〇〇	
〇〇〇〇	
〇〇〇〇	

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙9 参考図書

- (1) 【〇〇市】の下水道標準構造図
- (2) 【〇〇市】の下水道維持管理指針
- (3) 【〇〇市】の下水道改築マニュアル
- (4) ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)（国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）
- (5) 下水道施設改築・修繕マニュアル(案)（社団法人日本下水道協会）
- (6) 下水道施設維持管理積算要領—管路施設編—（社団法人日本下水道協会）
- (7) 下水道施設維持管理積算要領—終末処理場、ポンプ場施設編—（社団法人日本下水道協会）
- (8) 下水道施設計画・設計指針と解説（社団法人日本下水道協会）
- (9) 下水道維持管理指針（社団法人日本下水道協会）
- (10) 下水道施設の耐震対策指針と解説（社団法人日本下水道協会）
- (11) 下水道の地震対策マニュアル（社団法人日本下水道協会）
- (12) 管更生の手引き(案)（社団法人日本下水道協会）
- (13) 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き(案)（社団法人日本下水道協会）
- (14) 下水道管路施設腐食対策の手引き(案)（社団法人日本下水道協会）
- (15) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル(案)（社団法人日本下水道協会）
- (16) 水理公式集（土木学会）
- (17) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (18) 日本産業規格（JIS）
- (19) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (20) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (21) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (22) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- (23) 都市・地域整備局所管補助事業実務必携（国土交通省）
- (24) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (25) 港湾構造物設計技術基準（日本港湾協会）
- (26) 道路構造令、同解説と運用（国土交通省、日本道路協会）
- (27) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針（JIS A 7501：2013）（日本規格協会）
- (28) 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル(案)（公益社団法人日本下水道協会）
- (29) 下水道管路施設維持管理マニュアル（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (30) 下水道管路施設維持管理積算資料（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (31) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（財団法人下水道新技術推進機構）
- (32) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（財団法人下水道新技術推進機構）

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

- (33) 管きょ更生工法(二層構造管)技術資料（財団法人下水道新技術推進機構）
- (34) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き(案)（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (35) 管きょの修繕に関する手引き(案)（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (36) 取付管の更生工法による設計の手引き(案)（社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (37) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル(案)（管路診断コンサルタント協会）
- (38) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））
- (39) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)（公益社団法人日本下水道協会）
- (40) マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き(案)（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (41) 事例ベースモデリング技術を用いた雨天時浸入水発生領域の絞り込みに関する技術マニュアル（財団法人下水道新技術推進機構）
- (42) 流出解析モデル利活用マニュアル（財団法人下水道新技術推進機構）
- (43) 下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)（社団法人日本下水道協会）
- (44) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル(案)（社団法人日本下水道協会）
- (45) 分流式下水道における雨天時浸入水対策計画の検討マニュアル（財団法人下水道新技術推進機構）

※ ここに記載のないものについては特記仕様書による。

資料 4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙 10 巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書の記載要領

1. 一般事項

- (1) 巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書は、本要領に従い作成すること。
- (2) 様式は、A4 判横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- (3) 表紙には、調査年度、調査番号、調査件名、調査期間、委託者名、請負者名等を記入すること。また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、請負者名等を記入すること。

2. 記載事項

巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書は、下記の事項について内容を明記すること。調査総括表、調査集計表及び調査記録表に用いる凡例は表－1 に、管きょ調査判定基準は表－2 に、マンホール調査判定基準は表－3 による。

- (1) テレビカメラ調査
 - 1) 調査目的
 - 2) 調査概要
 - 3) 案内図
 - 4) 調査箇所図
 - 5) 調査総括表（表－4 参照）
 - 6) 調査集計表（表－5 参照）
 - 7) 調査記録表（表－6、7、8、9 参照）
 - 8) 考察
 - 9) 作業記録写真
- (2) 目視調査
テレビカメラ調査項目に準ずる。
- (3) 取付管調査
テレビカメラ調査項目に準ずる。
- (4) 巡視・点検
特記仕様書による。

3. 留意事項

- (1) 調査の結果をテレビモニターから DVD 等に収録する場合は、指定の一般用 DVD 等に収録すること。なお、提出する DVD 等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径及び距離等をタイプ表示すること。
- (2) 提出する成果品は、次のとおりとする。
 - 1) 巡視・点検業務報告書及び調査業務報告書
 - 2) 不良箇所写真帳

資料 4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

3) DVD 等（テレビカメラ調査の場合）

4) その他委託者の指示するもの

表－1 凡例

管路施設	種別	記号
本管・取付管	陶管	T P
	鉄筋コンクリート管	H P
	硬質塩化ビニル管	V P
	その他	
汚水ます	L形ます	30 35 50
	丸ます	⑤ ⑮ ⑳
	その他	
雨水ます	道路排水用雨水ます	●
	宅地排水用雨水ます	・
取付管	取付管	—————
	取付管（直取り付け）	……………
	ソケットのみ	—————×

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

表-2 管きょ調査判定基準

スパン全体で評価	項目		ランク	A	B	C
	1) 管の腐食				鉄筋露出状態	骨材露出状態
2) 上下方向のたるみ	管きょ内径 700mm未満	管きょ内径 700mm未満		内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
		管きょ内径 700mm以上1650mm未満		内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
	管きょ内径 1650mm以上3000mm以下		内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満	

管一本ごとに評価	項目		ランク	a	b	c
	3) 管の破損	鉄筋コンクリート管等	欠落		欠落	
軸方向のクラックで幅5mm以上				軸方向のクラックで幅2mm以上	軸方向のクラックで幅2mm未満	
4) 管のクラック	陶管	欠落		軸方向のクラックが管長の1/2以上	軸方向のクラックが管長の1/2未満	—
		円周方向のクラックで幅5mm以上		円周方向のクラックで幅2mm以上	円周方向のクラックで幅2mm未満	
5) 管の継手ズレ	鉄筋コンクリート管等	円周方向のクラックでその長さが円周の2/3以上		円周方向のクラックでその長さが円周の2/3未満	—	
		脱却		鉄筋コンクリート管等：70mm以上 陶管：50mm以上	鉄筋コンクリート管等：70mm未満 陶管：50mm未満	
6) 浸入水		噴き出ている		流れている	にじんでいる	
7) 取付け管の突出し 注3		本管内径の1/2以上		本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満	
8) 油脂の付着 注3		内径の1/2以上閉塞		内径の1/2未満閉塞	—	
9) 樹木根侵入 注3		内径の1/2以上閉塞		内径の1/2未満閉塞	—	
10) モルタル付着 注3		内径の3割以上		内径の1割以上	内径の1割未満	

- 注1 段差はmm単位で測定する。また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。
 注2 ランクA（a）、B（b）、C（c）における異常の程度（判定の基準）については、「下水道管きょ改築等の工法選定手引き案 平成14年5月」の「表3-2 評価のランク付けと判定基準例」及び「表3-3 管一本ごとの評価のランク付けと判定基準例」を参考とする。
 注3 7) 取付け管の突出し、8) 油脂の付着、9) 樹木根侵入、10) モルタル付着については、基本的に洗浄等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

表-3 マンホール調査判定基準

区分	項目	ランク			備考
		A 【早急に補修】	B 【計画的に補修】	C 【経過の観察】	
路面の状態	支障度	支障のある舗装剥離等	舗装剥離 ひび割れ等	-	
凹凸（段差） 埋り	【 】cm 表示	-3cm≧凹 1cm≧凸	-	0cm≦凹凸≦-2cm	
	【 】cm 表示	全て対象	-	-	ヒノタイト止め含む
鉄蓋状態	磨耗	表面の絵柄が完全に消えている	表面の絵柄がすりへっている	-	
	亀裂	ワレ・ひび	-	-	
	リップ付き	-	有	-	裏にリップ加工あり 径【 】cm表示
	ガタつき	有	-	-	ガタつきの為蓋鳴りがするもの
金 枠	損傷	カケ	へり	-	
	目地（程度）	土砂流入、露出	剥離 ひび割れ	-	
	ズレ（程度）	土砂流入、露出 10cm≦ズレ	3cm≦ズレ≦9cm	2cm≧ズレ	
上 絞 部	損傷	土砂流入、露出 網目状クラック、外損 クラック（開きあり）	クラック（開きなし） 剥離	-	
	目地（程度）	土砂流入、露出	剥離 ひび割れ	-	
	ズレ（程度）	土砂流入、露出 10cm≦ズレ	3cm≦ズレ≦9cm	2cm≧ズレ	
軀 体 (下絞部・直立管含む)	損傷	土砂流入、露出 網目状クラック	外損（暫定的補修） クラック（開きあり）	外損（補修済） クラック（開きなし） 剥離	
	目地（程度）	土砂流入、露出	剥離 ひび割れ	-	
	ズレ（程度）	土砂流入、露出 10cm≦ズレ	3cm≦ズレ≦9cm	2cm≧ズレ	
底 部 (インバート)	損傷	支障のある剥離・欠損	剥離・欠損	-	
	タメ式	-	有	-	インバートが無いもの含む
浸 入 水	程 度	噴出 土砂が伴う流入	流入 水垢	にじみ	
足 掛	支 障 度	針金状又は不足	全周に腐食 ヤセ	-	【 】本数
【その他】					
障 害 物	マンホール 内異物等	除去不能 (横断管、モルタル等)	-	除去済 (棒等)	
管 口	損 傷	土砂流入、露出	クラック 剥離	-	
接 続 取 付 管	異 常	支障のある突出 ●その他の異常	突出 ●その他の異常	●その他の異常	●の判断基準は 管路調査に準じる
内 部 副 管	支 障 度	閉塞 (詰まり)	破損 止金具の異常	-	
付 帯 設 備	支 障 度	支障のある破損、異常	破損 異常	-	
そ の 他	-	放置できない 破損、異常	破損 異常	-	名称等を明記 すること
光ケーブル施設		ケーブル本体・固定金具・接続箱・明板等の破損、異常			破損、異常が有る場合 ランクはAとする

※参考例を示したものであり、具体的な内容は各団体による。

資料 4 標準仕様書 (例)

本仕様書 (例) は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

表-8 本管用調査記録表 (記入例)

区画 No. 20										区画 No. 20										
区画	ナンバ	番号	区画	ナンバ	番号	区画	ナンバ	番号	区画	ナンバ	番号	区画	ナンバ	番号	区画	ナンバ	番号	区画	ナンバ	番号
10	1	1	11	1	1	12	1	1	13	1	1	14	1	1	15	1	1	16	1	1
11	2	2	12	2	2	13	2	2	14	2	2	15	2	2	16	2	2	17	2	2
12	3	3	13	3	3	14	3	3	15	3	3	16	3	3	17	3	3	18	3	3
13	4	4	14	4	4	15	4	4	16	4	4	17	4	4	18	4	4	19	4	4
14	5	5	15	5	5	16	5	5	17	5	5	18	5	5	19	5	5	20	5	5
15	6	6	16	6	6	17	6	6	18	6	6	19	6	6	20	6	6	21	6	6
16	7	7	17	7	7	18	7	7	19	7	7	20	7	7	21	7	7	22	7	7
17	8	8	18	8	8	19	8	8	20	8	8	21	8	8	22	8	8	23	8	8
18	9	9	19	9	9	20	9	9	21	9	9	22	9	9	23	9	9	24	9	9
19	10	10	20	10	10	21	10	10	22	10	10	23	10	10	24	10	10	25	10	10
20	11	11	21	11	11	22	11	11	23	11	11	24	11	11	25	11	11	26	11	11
21	12	12	22	12	12	23	12	12	24	12	12	25	12	12	26	12	12	27	12	12
22	13	13	23	13	13	24	13	13	25	13	13	26	13	13	27	13	13	28	13	13
23	14	14	24	14	14	25	14	14	26	14	14	27	14	14	28	14	14	29	14	14
24	15	15	25	15	15	26	15	15	27	15	15	28	15	15	29	15	15	30	15	15
25	16	16	26	16	16	27	16	16	28	16	16	29	16	16	30	16	16	31	16	16
26	17	17	27	17	17	28	17	17	29	17	17	30	17	17	31	17	17	32	17	17
27	18	18	28	18	18	29	18	18	30	18	18	31	18	18	32	18	18	33	18	18
28	19	19	29	19	19	30	19	19	31	19	19	32	19	19	33	19	19	34	19	19
29	20	20	30	20	20	31	20	20	32	20	20	33	20	20	34	20	20	35	20	20
30	21	21	31	21	21	32	21	21	33	21	21	34	21	21	35	21	21	36	21	21
31	22	22	32	22	22	33	22	22	34	22	22	35	22	22	36	22	22	37	22	22
32	23	23	33	23	23	34	23	23	35	23	23	36	23	23	37	23	23	38	23	23
33	24	24	34	24	24	35	24	24	36	24	24	37	24	24	38	24	24	39	24	24
34	25	25	35	25	25	36	25	25	37	25	25	38	25	25	39	25	25	40	25	25
35	26	26	36	26	26	37	26	26	38	26	26	39	26	26	40	26	26	41	26	26
36	27	27	37	27	27	38	27	27	39	27	27	40	27	27	41	27	27	42	27	27
37	28	28	38	28	28	39	28	28	40	28	28	41	28	28	42	28	28	43	28	28
38	29	29	39	29	29	40	29	29	41	29	29	42	29	29	43	29	29	44	29	29
39	30	30	40	30	30	41	30	30	42	30	30	43	30	30	44	30	30	45	30	30
40	31	31	41	31	31	42	31	31	43	31	31	44	31	31	45	31	31	46	31	31
41	32	32	42	32	32	43	32	32	44	32	32	45	32	32	46	32	32	47	32	32
42	33	33	43	33	33	44	33	33	45	33	33	46	33	33	47	33	33	48	33	33
43	34	34	44	34	34	45	34	34	46	34	34	47	34	34	48	34	34	49	34	34
44	35	35	45	35	35	46	35	35	47	35	35	48	35	35	49	35	35	50	35	35
45	36	36	46	36	36	47	36	36	48	36	36	49	36	36	50	36	36	51	36	36
46	37	37	47	37	37	48	37	37	49	37	37	50	37	37	51	37	37	52	37	37
47	38	38	48	38	38	49	38	38	50	38	38	51	38	38	52	38	38	53	38	38
48	39	39	49	39	39	50	39	39	51	39	39	52	39	39	53	39	39	54	39	39
49	40	40	50	40	40	51	40	40	52	40	40	53	40	40	54	40	40	55	40	40
50	41	41	51	41	41	52	41	41	53	41	41	54	41	41	55	41	41	56	41	41
51	42	42	52	42	42	53	42	42	54	42	42	55	42	42	56	42	42	57	42	42
52	43	43	53	43	43	54	43	43	55	43	43	56	43	43	57	43	43	58	43	43
53	44	44	54	44	44	55	44	44	56	44	44	57	44	44	58	44	44	59	44	44
54	45	45	55	45	45	56	45	45	57	45	45	58	45	45	59	45	45	60	45	45
55	46	46	56	46	46	57	46	46	58	46	46	59	46	46	60	46	46	61	46	46
56	47	47	57	47	47	58	47	47	59	47	47	60	47	47	61	47	47	62	47	47
57	48	48	58	48	48	59	48	48	60	48	48	61	48	48	62	48	48	63	48	48
58	49	49	59	49	49	60	49	49	61	49	49	62	49	49	63	49	49	64	49	49
59	50	50	60	50	50	61	50	50	62	50	50	63	50	50	64	50	50	65	50	50
60	51	51	61	51	51	62	51	51	63	51	51	64	51	51	65	51	51	66	51	51
61	52	52	62	52	52	63	52	52	64	52	52	65	52	52	66	52	52	67	52	52
62	53	53	63	53	53	64	53	53	65	53	53	66	53	53	67	53	53	68	53	53
63	54	54	64	54	54	65	54	54	66	54	54	67	54	54	68	54	54	69	54	54
64	55	55	65	55	55	66	55	55	67	55	55	68	55	55	69	55	55	70	55	55
65	56	56	66	56	56	67	56	56	68	56	56	69	56	56	70	56	56	71	56	56
66	57	57	67	57	57	68	57	57	69	57	57	70	57	57	71	57	57	72	57	57
67	58	58	68	58	58	69	58	58	70	58	58	71	58	58	72	58	58	73	58	58
68	59	59	69	59	59	70	59	59	71	59	59	72	59	59	73	59	59	74	59	59
69	60	60	70	60	60	71	60	60	72	60	60	73	60	60	74	60	60	75	60	60
70	61	61	71	61	61	72	61	61	73	61	61	74	61	61	75	61	61	76	61	61
71	62	62	72	62	62	73	62	62	74	62	62	75	62	62	76	62	62	77	62	62
72	63	63	73	63	63	74	63	63	75	63	63	76	63	63	77	63	63	78	63	63
73	64	64	74	64	64	75	64	64	76	64	64	77	64	64	78	64	64	79	64	64
74	65	65	75	65	65	76	65	65	77	65	65	78	65	65	79	65	65	80	65	65
75	66	66	76	66	66	77	66	66	78	66	66	79	66	66	80	66	66	81	66	66
76	67	67	77	67	67	78	67	67	79	67	67	80	67	67	81	67	67	82	67	67
77	68	68	78	68	68	79	68	68	80	68	68	81	68	68	82	68	68	83	68	68
78	69	69	79	69	69	80	69	69	81	69	69	82	69	69	83	69	69	84	69	

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

別紙11 業務準備期間及び業務移行期間の実施方法等

業務準備期間及び業務移行期間における具体的な内容・実施方法等は、以下に示すとおりとする。なお、業務移行期間において、受託者が実施する内容・方法等に不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で受託者が負うべき責任を免れることはできない。

1. 実施計画

(1) 引継ぎ方法

- ①受託者は業務準備期間に、前受託者若しくは委託者より本事業に係る引継ぎを受けるものとする。
- ②業務移行期間における引継ぎは受託者の負担により委託者及び次期受託者に実施するものとする。

(2) 実施計画

- ①受託者は履行期限【 】か月前までに、業務引継ぎに係る実施計画書を作成し、委託者に提出すること。
- ②委託者と受託者とは、受託者が提出した実施計画書について【 】日以内に検討・協議し実施内容を決定する。
- ③実施計画書に変更があるときは、変更当事者が速やかに相手方に通知すること。

2. 実施内容

(1) 対象施設の特性等の把握

- ①業務事務所及び備品等の利用方法の把握
- ②下水道台帳及び現地確認等による対象施設の位置等の把握
- ③過去の異常の内容及び発生頻度並びに異常時の対応措置等の把握
- ④対象施設の固有な管理方法の把握
- ⑤データベース等保管情報の運用方法についての把握
- ⑥業務マニュアル等による業務の実施方法・時期の把握
- ⑦その他委託者又は受託者が必要とする事項

(2) 業務実施に関する書類等の作成方法

- ①運営期間における維持管理計画書の作成方法
- ②月間維持管理計画書の作成方法
- ③業務報告に関する書式の作成方法
- ④緊急時対応等に関するマニュアルの作成方法
- ⑤その他委託者又は受託者が必要とする事項

資料4 標準仕様書（例）

本仕様書（例）は、標準的な維持管理委託項目を想定して作成しているが、地方公共団体で発注作業を行う際には、委託業務の特色にあわせた内容の精査に加えて、公告資料全体を通じた精査が必要である点に留意が必要。

3. その他

業務準備期間及び業務移行期間の実施に当たって疑義ある場合は、委託者及び受託者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決するものとする。